

昭和四十四年八月商工資一

第六十回国会(臨時会)

第六十一回国会(常会)

# 衆議院商工委員会審議要録

衆議院商工委員会調査室



はしがき

この資料は、第五十九回国会（委員会日誌）、第六十回国会及び第六十一回国会における商工委員会の審議の概要をとりまとめたものである。



目次

○委員名簿	一
(附)調査室員名簿	五
第五十九回国会	
委員会日誌	七
第六十回国会	
一、概況	一一
二、法律案審議經過一覽表	一一
三、継続審査法律案	一二
1 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)	一二
四、審査未了法律案	一二
1 中小企業構造改善促進法案(民主社会党提出)	一二
五、請願	一二
六、委員会日誌	一三
第六十一回国会	
一、概況	一五



二、法律案審議経過一覧表……………一七

三、成立法律案……………一九

1 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)……………一九

2 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)……………二五

3 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)……………三七

4 軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出)……………四六

四、審査未了法律案……………五二

1 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)……………五二

2 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)……………六一

3 電気工事業の業務の適正化に関する法律案(自由民主党提出)……………六六

4 中小企業構造改善促進法(民主社会党提出)……………六九

5 硫黄業安定法案(日本社会党提出)……………六九

6 中小商業振興法案(民主社会党提出)……………六九

7 中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(日本社会党提出)……………七〇

8 硫黄業安定臨時措置法案(民主社会党提出)……………七〇

9 小規模企業振興法案(日本社会党提出)……………七〇

10 小規模企業助成法案(公明党提出)……………七一

五、決議……………七一

1 米国の繊維品輸入制限に関する件……………七一

2 硫黄対策の確立に関する件……………七二

3 米国の繊維品輸入制限に関する決議(本会議)……………七三

4 わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議(本会議)……………七四

六、請願……………七五

七、関連成立法律案……………七六

1 国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(外務委員会付託)……………七六

2 関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)……………七六

3 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)……………七八

4 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、地方行政委員会付託)……………八一

5 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、内閣委員会付託)……………八三

6 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)……………八四

7 都市再開発法案(内閣提出、建設委員会付託)……………八四

8 宇宙開発事業団法案(内閣提出、科学技術振興対策特別委員会付託)……………八六

八、所信表明……………八八

1 大平通商産業大臣の所信表明……………八八

2 菅野経済企画庁長官の所信表明……………九一



3 山田公正取引委員会委員長の説明……………九四

九、委員会日誌……………九七

(参考附表)

○主要経済指標……………附一

○昭和四十四年度予算……………附三

1. 通商産業省……………附三

2. 経済企画庁……………附六

3. 公正取引委員会……………附七

○昭和四十四年度財政投融资計画……………附七

1. 通商産業省関係……………附七

2. 経済企画庁関係……………附一一

○商工委員会委員名簿(昭和四四・八・五現在)

委員長	大久保武雄君(自由民主党)	理事	浦野幸男君(自由民主党)
理事	宇野宗佑君( )	理事	藤井勝志君( )
理事	小宮山重四郎君( )	理事	中村重光君(日本社会党)
理事	武藤嘉文君( )	理事	玉置一徳君(民主社会党)
理事	堀昌雄君(日本社会党)	理事	内田常雄君(自由民主党)
	天野公義君(自由民主党)		小笠原公韶君( )
	遠藤三郎君( )		大橋武夫君( )
	小川平二君( )		神田博君( )
	海部俊樹君( )		黒田金泰美君( )
	鴨田宗一君( )		福永健司君( )
	小峯柳多君( )		田中榮一君( )
	島村一郎君( )		橋口隆君( )
	丹羽久章君( )		石川次夫君(日本社会党)
	増岡博之君( )		加藤清二君( )
	岡田利春君(日本社会党)		



勝澤芳雄君(日本社会党)  
田原春次君(シ)  
中谷鉄也君(シ)  
武藤山治君(シ)  
吉田泰造君(民主社会党)  
岡本富夫君(公明党)

佐野進君(日本社会党)  
千葉佳男君(シ)  
古川喜一君(シ)  
塚本三郎君(民主社会党)  
近江巳記夫君(公明党)

○産業構造並びに貿易対策に関する小委員会

小委員長 小宮山重四郎君(自由民主党)  
遠藤三郎君(自由民主党)  
小峯柳多君(シ)  
増岡博之君(シ)  
加藤清二君(日本社会党)  
玉置一徳君(民主社会党)

神田博君(自由民主党)  
島村一郎君(シ)  
石川次夫君(日本社会党)  
千葉佳男君(シ)  
近江巳記夫君(公明党)

○産業金融に関する小委員会

小委員長 武藤嘉文君(自由民主党)  
大橋武夫君(自由民主党)  
丹羽久章君(シ)  
増岡博之君(シ)  
堀昌雄君(日本社会党)  
塚本三郎君(民主社会党)

海部俊樹君(自由民主党)  
橋口隆君(シ)  
佐野進君(日本社会党)  
武藤山治君(シ)  
岡本富夫君(公明党)



○鉱業政策に関する小委員会

小委員長

藤井勝 志君(自由民主党)  
天野公 義君(自由民主党)  
小川平 二君(シ)  
黒金泰 美君(シ)  
中村重 光君(日本社会党)  
玉置一 徳君(民主社会党)

○日本万国博覧会に関する小委員会

小委員長

宇野宗 佑君(自由民主党)  
浦野幸 男君(自由民主党)  
田中榮 一君(シ)  
武藤嘉 文君(シ)  
佐野進君(日本社会党)  
吉田泰 造君(民主社会党)

内田常 雄君(自由民主党)  
鴨田宗 一君(シ)  
岡田利 春君(日本社会党)  
古川喜 一君(シ)  
岡本富 夫君(公明党)

福永健 司君(自由民主党)  
海部俊 樹君(シ)  
勝澤芳 雄君(日本社会党)  
田原春 次君(シ)  
近江巳 記夫君(公明党)

(附) 商工委員会調査室員名簿(昭和四四・八・五現在)

専門員・室長

主任調査員

調査員

椎野幸 雄  
藤沼六 郎  
葉林勇 樹  
工藤成 一  
井上康  
野田浩 一郎

調査員

中沢貞 男  
倉田雅 広  
野中耕 守  
大岡富 子



第五十九回国会

自昭和四十三年八月一日  
至昭和四十三年八月十日

委員長 小峯 柳多君

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names and dates.]*



委員会日誌

回	月日	議 題	質 疑 者	大 臣	政 府 委 員 等	備 考
第一回	八月六日	(一) 国政調査承認要求に関する件 (二) 小委員会設置	丹野 久章君 佐野 光進君 中村 富夫君	通産大臣	通産省 自治省 大蔵省	○産業構造並びに貿易 ○産業金融に関する小委員会 ○産業政策に関する小委員会
第二回	八月九日	(一) 閉会中審査に関する件 (二) ①自動車部品工業の技術導入問題 ②公正取引委員会の事情聴取 ③経済見とおし ④自動車の自由化及び輸出価格 ⑤硫酸の現状と助成案 ⑥中小企業の事業分野の確保 ⑦自動車の保安基準と公害問題 ⑧工業立地の適正化 ⑨特許庁の審査審判問題	板川 正吾君 岡田 利春君 堀田 昌雄君 塚本 三郎君 近江 巳記夫君	通産大臣 経企庁長官	通産省 経企庁 公取委員会	

第五十八回国会  
昭和二十八年八月十日  
八月十一日



回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第三回	十月七日	(一) 八幡・富士の合併問題等 (二) 九州電力(株)の電気料金問題 ② 東邦亜鉛(株)対州鉱業所の廃水 処理問題 (三) 国政調査委員派遣報告書会議 録に掲載	始関 伊平君 岡本 茂雄君 佐野 昌雄君 堀江 昌夫君 近江 巳記君	大 臣 政府委員等	(参考人) 熊本孫三郎君(東洋経 済新報社論説副主幹) 竹中一雄君(国民経済 研究協会主任研究員) 鈴木建君(株式会社経 済雑誌ダイヤモンド社 論説主幹) 力石定一君(法政大学 教授)
第四回	十月六日	(一) 王子三社の合併申請取下げ問 題 ② 鉄鋼企業の合併問題及び公取 の事前審査 ③ カラーテレビの価格問題 ④ 鉄鋼価格の安定政策と中小企 業問題 (二) 米国政権交替に伴うわが国経 済への影響 ② 流通近代化問題 ③ 出光興産姫路製油所設置に伴 う公害防止問題	堀本 昌雄君 塚本 三郎君 近江 巳記君	通産大臣 経企庁長官	第一班(新潟県、福島 県)第二班(愛知県、大 阪府、広島県)第三班 (福岡県、長崎県)
第五回	十月十五日	(一) 再販売価格維持契約制度問題 ② 公害問題 ③ 中小企業年末金融 ④ 全国総合開発計画における沖 縄の取り扱い ⑤ 三公社五現業の予算編成 ⑥ 電信電話料金値上げ問題 ⑦ 経済成長と物価との関係 ⑧ 自動車販売価格及び自動車公 害 ⑨ バナナの輸入問題 ⑩ コムリストの緩和	中村 重光君 堀谷 昌鉄也君 近江 巳記君 石野 久男君	通産大臣 経企庁長官 郵政大臣	
第六回	十月十五日	(一) 中小企業年末金融 ② 石油コンビナートの公害問題 ③ 水質保全問題 ④ 富士製鉄(株)八幡製鉄(株)の合 併問題 ⑤ 自動車の自由化、自動車部品 工業の振興及び自動車の割賦 販売問題 ⑥ 原子力産業対策 ⑦ 輸出振興と税制対策	岡本 富夫君 玉置 一徳君	通産大臣	
第七回	十月六日			通産大臣 経企庁長官 海上保安庁 防衛庁 経済企画庁 大蔵省	

回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第三回	十月七日	(一) 八幡・富士の合併問題等 (二) 九州電力(株)の電気料金問題 ② 東邦亜鉛(株)対州鉱業所の廃水 処理問題 (三) 国政調査委員派遣報告書会議 録に掲載	始関 伊平君 岡本 茂雄君 佐野 昌雄君 堀江 昌夫君 近江 巳記君	大 臣 政府委員等	(参考人) 熊本孫三郎君(東洋経 済新報社論説副主幹) 竹中一雄君(国民経済 研究協会主任研究員) 鈴木建君(株式会社経 済雑誌ダイヤモンド社 論説主幹) 力石定一君(法政大学 教授)
第四回	十月六日	(一) 王子三社の合併申請取下げ問 題 ② 鉄鋼企業の合併問題及び公取 の事前審査 ③ カラーテレビの価格問題 ④ 鉄鋼価格の安定政策と中小企 業問題 (二) 米国政権交替に伴うわが国経 済への影響 ② 流通近代化問題 ③ 出光興産姫路製油所設置に伴 う公害防止問題	堀本 昌雄君 塚本 三郎君 近江 巳記君	通産大臣 経企庁長官	第一班(新潟県、福島 県)第二班(愛知県、大 阪府、広島県)第三班 (福岡県、長崎県)
第五回	十月十五日	(一) 再販売価格維持契約制度問題 ② 公害問題 ③ 中小企業年末金融 ④ 全国総合開発計画における沖 縄の取り扱い ⑤ 三公社五現業の予算編成 ⑥ 電信電話料金値上げ問題 ⑦ 経済成長と物価との関係 ⑧ 自動車販売価格及び自動車公 害 ⑨ バナナの輸入問題 ⑩ コムリストの緩和	中村 重光君 堀谷 昌鉄也君 近江 巳記君 石野 久男君	通産大臣 経企庁長官 郵政大臣	
第六回	十月十五日	(一) 中小企業年末金融 ② 石油コンビナートの公害問題 ③ 水質保全問題 ④ 富士製鉄(株)八幡製鉄(株)の合 併問題 ⑤ 自動車の自由化、自動車部品 工業の振興及び自動車の割賦 販売問題 ⑥ 原子力産業対策 ⑦ 輸出振興と税制対策	岡本 富夫君 玉置 一徳君	通産大臣	
第七回	十月六日			通産大臣 経企庁長官 海上保安庁 防衛庁 経済企画庁 大蔵省	







## 一、概 況

第六十回臨時国会は、人事院勧告に基づく公務員の給与関係法律案を審議することを主たる目的として召集された。給与関係の六法律案は、七月実施に修正の上成立したが、予算委員会等においては、アジア外交と沖繩問題、大  
学問題等を中心として論議が行なわれた。

商工委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案一件、議員提出法律案一件であるが、内閣提出法律案は継続審査、議員提出法律案は審査未了となつた。

法律案以外の議題としては、残存輸入制限問題、八幡製鉄・富士製鉄の合併問題等当面の重要問題が論議された。

## 二、法律案審議経過一覽表

2	1	No.	
		付託案件	
12.12	日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第九号)	提出月日	12.11
		付託月日	12.11
		提案理由 説明聴取 議決月日	12.17
12.13	中小企業構造改善促進法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第一号)	委員会	結果
		本会議	結果
審査未了	継続審査	参議院	結果
		公布月日	
		法律番号	



### 三、継続審査法律案

1 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)  
 内容は、第六十一回国会成立法律案の項(一九頁)に記載。

### 四、審査未了法律案

1 中小企業構造改善促進法案(民主社会党提出)  
 内容は、第六十一回国会審査未了法律案の項(六九頁)に記載。

### 五、請願

付託	請願	願者	処理
原子力発電所地帯の安全性確保及び整備開発に関する請願(第三八三三号)外二件 化粧品の新販契約制度に関する請願(第五八五号)外一件 昭和四十四年度中小企業予算増額に関する請願(第八四九号) 東京ガスの布設管老朽による事故防止に関する請願(第八九八号)		審査未了 採択	

### 六、委員会日誌

回	月日	議	質疑者	答弁者	備考
第一回	三月七日	(一) 国政調査承認要求に関する件 (二) ①残存輸入制限問題 ②大型合併問題 ③日中覚書貿易協定の延長 ④日工展出品審査の促進 ⑤中小企業対策予算の拡大問題 (三) 経済総合計画問題 (四) 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)	中村 重光君 堀本 昌雄君	通産大臣 通産省 外務省 通産省 公取委員会	通産大臣より施策についての説明を聴取後質疑 経済企画庁長官から説明を聴取 参考人 松田太郎君(日本合成ゴム株式会社社長)
第二回	三月六日	(一) 残存輸入制限問題 ②中小企業の構造改善問題 ③技術振興対策 ④海外石油開発問題 ⑤公害問題と工業立地の適正化 ⑥硫黄鉱業の合理化及び松尾鉱業(株)の再建問題 ⑦貿易の振興 ⑧大型景気の分析 ⑨繊維産業の構造改善及び流通機構の近代化 ⑩外資系会社の景品付販売規制 ⑪韓国の肉の輸入問題 ⑫中共産食肉の輸入問題 ⑬大型合併問題	橋口 利春君 岡田 進君 佐野 次郎君 永井 三郎君 塚本 三郎君 近江 巳夫君	通産大臣 通産省 農林省 経済企画庁 公取委員会	



# 第六十一回国会

自昭和四十三年十二月二十七日  
至昭和四十四年八月五日

委員長 大久保武雄君

第三回	三月二十日	議	題	質 疑 者	大 臣	答 弁 者	備 考
		(一) 請願審査					
		(二) 閉会中審査に関する件					
		(三) ① 経済見とおし ② 日本電信公社の長期計画 ③ 電気料金の引上げ問題 ④ 原子力の安全問題 ⑤ 韓国の電力の輸入問題 ⑥ 電気のガス税の増徴問題 ⑦ 長崎の青果市場と魚市場の問題 ⑧ 整頓問題 ⑨ 離島振興対策		堀野 昌雄君 木村 重光君 岡本 重光君	経企庁長官	通産省 建設省 農林省 厚生省 運輸省 日通電社 電公電社	
							二件採決



## 一、概 況

第六十一回通常国会は、七十二日間の会期延長分を加えて二二二日間の会期を終え、八月五日閉会した。この国会は、国鉄運賃法改正案、健康保険臨時特例法改正案、大学運営臨時措置法案等をめぐり、与野党の対立が激しく、ついに衆議院正副議長及び議院運営委員長が辞任する事態にまで発展した。そうした中で、内閣提出法律案一三三件（外に前国会から継続六件）のうち、前記の法律案を含め六三件（外に前国会から継続三件）が成立したが、国民生活に關係の深い法律案五〇件がすべて審査未了となった。内閣提出法律案の成立率は五五・八%であり、戦後二番目の低率である。

この国会は、七十年安保の前年という特殊事情にあつたため、国会の論議も沖繩問題、安保問題に中心が置かれたが、経済問題についても各般にわたり活発な論議が行なわれ、特に米国の繊維品輸入制限問題に関しては、これに反対する本会議決議が行なわれた。

商工委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案五件（外に前国会より継続一件）、議員提出法律案八件（内一件は参議院議員提出、予備付託）であるが、内閣提出法律案は、参議院において審査未了となつた特許法等改正案、ガス事業法改正案を除きすべて成立し、議員提出法律案はすべて審査未了となつた。

法律案以外の議題としては、八幡製鉄、富士製鉄の合併問題、自動車産業の資本自由化問題、欠陥車問題、米国の繊維品輸入制限問題等が論議され、特に米国の繊維品輸入制限問題及び鉱業政策に関する小委員会で審議された硫黄対策問題については、商工委員会として決議を行なつた。その他、日本万国博覧会に関する小委員会においては、六



月二日現地視察を行ない、産業構造並びに貿易対策に関する小委員会、産業金融に関する小委員会においても、当面の問題を詳細に掘り下げた審議を行なった。  
 なお、今国会会期中に、内外において注目すべき事件が数多く起つたが、その主なものをあげれば次のとおりである。

- 三菱、第一両銀行合併合意(一月三日)、同合併白紙に還元(一月十三日)
- 東大紛争(一月九日～十八日)
- 米原子力空母エンタープライズ火災事故(一月十四日)
- 拡大パリ会談(一月十六日～)
- ニクソン氏、米大統領に就任(一月二十日)
- イタリア、中国承認を決定(一月二十四日)
- 八幡、富士両製鉄合併契約書に調印(三月六日)
- ニチボク、日レ十月合併発表(三月十九日)
- 中共九全大会、林彪氏を後継者に指名(四月十四日)
- 北朝鮮、米偵察機を撃墜(四月十五日)
- チェコ、ドプチェク第一書記辞任(四月十七日)
- ドゴール仏大統領退陣声明(四月二十八日)
- 公取委、八幡、富士合併に勧告、停止命令申立て(五月七日)
- 三菱重工業、クライスラーと合弁会社設立に調印(五月十八日)

- 東名高速道路全通(五月二十六日)
- 世界共産党会議、九年ぶりに開催(六月五日)
- アジア・太平洋協議会(ASPAC)第四回閣僚会議、川奈で開催(六月九日～十一日)
- 仏大統領にボンピドー氏当選(六月十五日)
- 東京地裁、コム規制に判決(七月八日)
- 東京都議会選挙(七月十三日)
- アポロ十一号月着陸(七月二十日)
- 第七回日米貿易経済合同委員会(七月二十九日～三十一日)
- フランキー・一%切下げ(八月八日)

## 二、法律案審査経過一覽表

No.	付託案件	提出月日	付託月日	理由取 説明聴	委員 会	本 会 議	参 議 院	公布月日	法律番号
1	日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、第六〇回国会閣法第九号)	12.11	12.27	2.12	可決 附帯決議	可決 附帯決議	可決	4.1	第13号
2	特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)	2.15	2.15	2.25	可決 附帯決議	可決 附帯決議	可決	4.30	第21号



付託案件	提出月日	付託月日	理由取	委員会	本会議	参議院	公布月日	法律番号
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)	2.19	2.26	提説	可決	可決	可決	5.30	第36号
軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出第六六号)	3.1	(予)3.1 4.1	提説	可決	可決	可決	6.30	第55号

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)	3.13	3.19	4.15	7.4	可決	可決	未了	未了
ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)	3.25	4.15	4.16	7.23	修正	修正	未了	未了
電気工事業の業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外八名提出、衆法第四二号)	5.13	5.14	5.16	8.2	可決	可決	未了	未了
中小企業構造改善促進法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第一号)	12.27	12.27			審査	未了	未了	未了
硫黄業安定法案(田中武夫君外一四名提出、衆法第八号)	2.21	2.22	4.15		審査	未了	未了	未了

中小商業振興法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第一号)	3.7	3.8	4.15		審査	未了	未了	未了
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(中村重光君外一〇名提出、衆法第二七号)	4.3	4.4	4.15		審査	未了	未了	未了
硫黄業安定臨時措置法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第三八号)	5.6	5.7			審査	未了	未了	未了
小規模企業振興法案(中村重光君外二名提出、衆法第四五号)	5.24	5.26	6.25		審査	未了	未了	未了
小規模企業助成法案(塩出啓典君外一名提出、参法第二一号)	7.24	(予)7.25	8.1		審査	未了	未了	未了

### 三、成立法律案

#### 1 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

##### 一、法律案提出の経緯

1 現行法の制定(昭和三十一年)  
昭和三十年頃から、世界的に天然ゴムの供給増加が期待できず、わが国においても急増するゴム需要に対処す



るため合成ゴムの確保が不可欠の要件となつた。このため、国産合成ゴムの企業化が企画されたが、化学工業の特性として当初から大量生産方式をとらざるをえず、従つて巨額の資金の調達と初期の大幅赤字の覚悟をしなければならぬので、私企業による企業化についてはかなりの困難があつた。この問題を解決するために、合成ゴム製造事業者に対する政府の援助を趣旨とする「合成ゴム製造事業特別措置法」が昭和三十三年の第二十六回国会において制定された。

## 2 政府出資に関する改正(昭和三十三年)

日本合成ゴム株式会社は、開銀出資を受けて発足したが、開銀出資の方式は臨時的なものであり、これを政府出資に切り換える必要があつたため、昭和三十三年の第二十八回国会で所要の改正が行なわれ、法律の題名も「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改められた。

## 3 現行法の概要及び施行経過

### (1) 現行法の概要

(イ) 政府は、日本合成ゴム株式会社の発行済株式総数の二分の一、発行価額にして一〇億円をこえない範囲で株式を所有することができる。

(ロ) 政府は、会社の設備資金の確保に努めるものとする。

(ハ) 会社の役員任免、事業計画、資金計画、財産の譲渡、社債の募集、資金の借入、定款の変更等を通産大臣の認可とし、その他所要の監督規定を置く。

(ニ) 政府は、会社の経理的基礎が確立したと認めるときは、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、その所有する株式を処分するものとする。

### (2) 会社の事業経過

会社設立後、翌三十三年十一月には増資により資本金が現在の二五億円(うち政府が一〇億円)となり、三十五年四月には、四日市工場が操業を開始した。操業開始当時は、輸入合成ゴム及び天然ゴムとの競争、需要を上廻る生産設備等の関係で大幅な赤字を生じたが、大規模生産の効果等により業績は次第に好転し、三十八年九月期には累積赤字を解消して、三十九年三月期から現在に至るまで一割配当を維持している。

会社の生産はSBRを主製品として年々拡大し、三十五年の約一万七千トンが四十二年には約一五万トンに達し、全国生産の五四%のシェアを占めている。また、生産能力は三十五年の四万五千トンから四十二年には一七万五千トンに拡大している。

なお、当初殆んど一社独占であつた合成ゴム工業も、経済の発展に伴う需要の増大とともに後発企業が続出して現在では一〇社となり、これら各社の年間総生産能力は三六万トンに達し世界第二位となり、最近では輸入を上廻る輸出を行なうまでに至つている。

### (3) 会社に対する政府の援助

政府は、法律に基づいて、会社に対し一〇億円の出資を行なうとともに、開銀融資(三十三年度から四十三年度までに約一一四億円)により設備資金の確保を図つてきた。このほか、会社を含め合成ゴム工業全体について、重要物産免税、製造機械、触媒等の関税免除等の優遇措置を講じ、その育成を図つてきた。

### (4) 会社の経理的基礎の確立及び政府所有株式の処分

会社は、当初の赤字を三八年度上期に至つて解消し、その後も自動車工業の発展に伴う合成ゴム需要の拡大等によつて順調な業績をあげ、余裕をもつて一割配当を続けるまでに経理的基礎が安定するに至つた。このよう



な背景のもとに、政府は、法律第十一条の規定による政府所有株式の処分について、三十九年秋頃から検討を始めたが、当時の株式市場の沈滞等を考慮して一旦見送り、四十二年に至つて処分に踏切ることにした。

先ず、公正適切な処分を期するため、四十二年十一月に、政府所有株式の一割に相当する一〇万株（額面価額一億円）を一般競争入札に付し、その結果をみた上で、翌四十三年七月、随意契約の方法により、残余の株式九〇万株を製品需要者、原料供給者、製品取扱い商社、金融機関等会社の事業活動協力者等に対して処分した。

(5) 法律廃止提案の事情

以上のように、合成ゴムの国産化体制の確立という現行法の目的は既に達成され、しかも政府出資が完全に解消された現状においては、会社を純粹な民間企業にして自主的な運営に委ねることが適当と考えられるに至つた。さらに、会社は、工場の新増設、子会社の設立等により、資金調達体制を強化する必要に迫られており、このために、民間企業として、株式の公開、増資等を行なうことを希望している。

二、法律案の内容

- 1 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律は、廃止する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三、参考資料「各国の合成ゴム生産能力」

(単位千トン)

国名	生産能力		計
	S	R	
アメリカ	一、六二二	八九七	二、五一八
(フアイヤーストン)	(二七〇)	(七三)	(三四三)
(グッド・リッチ)	(二五八)	(六八)	(三二六)
(グッド・イヤール)	(二九二)	(一一二)	(四〇四)
カナダ	一一五	八五	二一〇
(ポリマーコーポレーション)	(二二五)	(八五)	(二二〇)
メキシコ	五七	二〇	七七
ブラジル	七〇	二八	九八
アルゼンチン	三八	〇	三八
イギリス	一六二	一〇一	二六三
(インターナショナルシンセティック)	(一三〇)	(三〇)	(一六〇)
ベルギー	〇	二七	二七
オランダ	八九	五九	一四八
フランス	一五四	一一一	二六五
(エス・イー・エス)	(六〇)	(二〇)	(八〇)
(ポリマー・コーポレーション)	(七〇)	(〇)	(七〇)
ドイツ	一八三	一〇五	二八八
(ヴァ・ヴェルナ・ヒュールス)	(二六〇)	(〇)	(二六〇)



合 計	オーストラリア	日 本 合 成 ゴ ム (日本合成ゴム)	南 ア ド ン	イ ン ド ネ シア (ア ニ ッ ク)	生 産 能 力 (一九六七年現在)	
					S R B	そ の 他 計
二、九九九	四〇	二四〇 (二五五)	三三三 三〇	(二二一)	四	四〇
一、六〇七	二〇	一一〇 (二二〇)	〇	(二七)		四〇
四、六〇六	六〇	三六〇 (二七五)	三五 三〇	(一三八)		四〇

四、審議経過及び主な質疑事項

- 十二月十七日(第六十回国会)、二月十二日、三月四日、三月七日、三月十八日
- 1 政府所有株式の処分経緯及び処分価格
  - 2 国有財産たる株式の処分方法、法的根拠及び手続等
  - 3 法律廃止後の増資計画及び事業計画
  - 4 特殊法人に対する政府の監査、監督の適正化

参 考 人

(十二月十七日)  
日本合成ゴム株式会社社長

松 田 太 郎 君

(二月四日、三月七日、三月十八日)

日本合成ゴム株式会社副社長

川 崎 京 市 君

五、審査の結果

全会一致をもって可決

六、附 帯 決 議

政府は、本法施行にあたり、次の点につき特に留意すべきである。

- 一、日本合成ゴム株式会社の政府所有株式を処分した際の措置に必ずしも当を得ていないものがあつたことにかんがみ、今後、国有財産たる株式等を処分する場合には、その方法及び評価等に適正を期すること。
- 二、日本合成ゴム株式会社が民間会社に移行した後においても、同会社を含む合成ゴム製造事業者に対し、強力な行政指導を行なうこと。

2 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

一、提案の経緯

1 繊維工業の現状

わが国の繊維工業は、国民の衣料および生産用資材の供給者として、さらに輸出産業として国民経済の発展に



大きな役割を果たしてきた重要産業であるが、ここ数年来、繊維工業をとりまく環境の変化は目を追ってきびしくなっている。すなわち外にあつては発展途上国における繊維工業の発展と先進諸国における構造改善の進展からの脅威にさらされている。また、内にあつては依然として企業の過小過多、生産・取引体制の近代化の遅れ等の深刻な構造問題をかかえ、さらに若年労働力を中心とする求人難と賃金の上昇にあえいでいる状況にある。

## 2 現行法の制定と附帯決議

このような内外の厳しい経済情勢下にあつて、繊維工業の構造的脆弱性を克服し、業界の経営の安定を図るとともに、国際競争力を強化するため、とりあえず紡績業と織布業についての総合的な構造改善を図ることを目的とした現行法が昭和四十二年に制定されたが、その際次の附帯決議が附された。

### ○特定繊維工業構造改善臨時措置法案に対する附帯決議

(四二、七、一四)

政府は、本法施行にあたり、わが国経済に占める繊維産業の重要性にかんがみ、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一、紡績業並びに織布業の構造改善計画を総合的かつ有機的に実施するため、両部門を通じての総合性を確保すること。
- 二、繊維工業の構造改善を円滑ならしめるため、所要資金の確保および税制上の優遇について十分な措置を講じ、中小企業については特に配慮すること。
- 三、構造改善の対象業種については、繊維産業の実情を考慮し、その拡大に努めること。
- 四、構造改善の実施に当つては、従業員の身分、労働条件等に不利益を生じないよう万全の対策を講ずること。

五、紡織機等繊維機械の性能の向上を促進するため、研究開発等に関する援助を行なうこと。

六、繊維製品の輸出振興を図るため、対日輸入制限の排除について経済外交を強力に推進すること。

七、中小繊維業者に関係の深い逆委託加工貿易については、悪影響が生じないよう充分配慮すること。

### 3 繊維工業審議会および産業構造審議会の答申の概要

昭和四〇年一月一日、繊維工業審議会および産業構造審議会に対してなされた「繊維工業の構造改善のための方策は、いかにあるべきか」との諮問に対して、翌昭和四一年九月に行なわれた「紡績業および織布業の構造改善に関する答申」に引続き、昭和四三年八月に「染色業およびメリヤス製造業の構造改善に関する答申」がなされ、染色業およびメリヤス製造業については次のように現状を把握し、構造改善対策を講ずるべきであるとしている。

#### (1) 染色業およびメリヤス製造業の現状について

##### (イ) 染色業の現状

染色業(約五〇〇企業、従業員約六万人)は、加工繊維品の輸出競争力における決定的要素を構成するとともに、豊かな国民衣料を支えるキー・インダストリーともいふべきものである。織物等の国際競争力を強化するためには、染色整理のコストが捺染織物のコストの約三割もの比重を占めていることからわかるようにこの部門のコスト・ダウンをはかることが不可欠である。また、織物の品質向上、高級化は今後の必須課題であるが、これはその加工部門である染色業における技術開発によるところきわめて大である。

しかるに、わが国の染色業は、生産・取引体制の不合理、設備、技術面での遅れ等あらゆる面で構造的な歪みをかかえ、その国際競争力は弱体化している現状である。



(ロ) メリヤス製造業の現状

メリヤス製造業(約一万四千企業、従業員約二十万人)は、規模において織布業にはほゞ匹敵し、今後の輸出期待産業であり、かつ、豊かな国民衣料の供給者としての役割をもつ重要な産業である。したがって、織維産業が新しく発展し脱皮していく際の先端産業の役割を担っている。さらに、原価構成において、例えば、横編アクリル・セーターの原価のうち、メリヤス製造段階のコストは、約五割を占めていることにも見られるように、メリヤス製品全体の国際競争力強化の面において決定的な役割を担っている産業である。

しかるに、今日のメリヤス製造業においては、生産、流通および消費の合理的な結合体制の不備等産業全体の成長基盤がいちじるしく未成熟であり、生産部門における効率的な体制も欠如し、設備、労務面での合理化も遅れる等多くの構造上の問題をかかえ、その活力を喪失するに至っている。

この結果、たとえば、横編アクリル・セーターについても、米国内市场において韓国製品、台湾製品の激しい追いつきにさらされているのみならず、これら発展途上国からのわが国への輸入が急増するという深刻な事態に立ち至っている。

(2) 染色業、メリヤス製造業の構造改善対策

以上のような現状にかんがみ、染色業及びメリヤス製造業についての抜本的構造改善対策が焦眉の急に迫られているが、そのあり方として

(イ) 長期構造的視点と広い視野に立つた国際競争力の強化に究極の目標を置くこと。

(ロ) コスト競争商品分野では徹底した近代化と思いついた生産性の向上を図るとともに、高級品、特殊品分野では高度の技術水準の確立を指向すること。

(ハ) 両業種を特定繊維工業構造改善臨時措置法の適用業種として追加する等所要の法改正を行なうこと。

(ニ) グルーピング等の諸施策の遂行責任は、あくまで業界自身にあるとのきびしい原則に立ちつつ、総合的、一体的な構造改善計画にのっとり、国と都道府県の緊密な協力をもつてする指導と、関係機関および関連業界の協力のもとに実施すること。

(ホ) 広く官民一致の体制のもとに諸機関、諸制度の優先的かつ積極的な活用により、これを支援することともに、とくに、生産、取引、金融の各面で有機的な経営結合体としての再編成の実を備え、大きな効果が期待できるグルーピングであつて、業界全体への波及効果をもつものについては特別の助成を行なうこと。

(ヘ) 対策は昭和四四年度から五年間に緊急かつ集中して実施することとし、その成果において今後の中小企業政策の新しいモデルとなることを期することとしてゐる。

4 改正案の作成及び提出

以上のような附帯決議及び答申に沿つて、政府は、メリヤス製造業及び染色業の構造改善のため、特定繊維工業構造改善臨時措置法の改正案を急ぎ作成し、本国会に提出した。

二、改正案の内容

本案は、メリヤス製造業及び特定染色業(織物機械染色整理業)の構造改善を促進するため、これらの業種について、設備の近代化、生産又は経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に関する計画の樹立等の措置を講ずるとともに、繊維工業構造改善事業協会の業務を拡充しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 定義の改正



- (1) 「特定繊維工業」にメリヤス製造業(丸編、たて編、横編メリヤス製造業及び丸編くつ下製造業)及び特定染色業(織物機械染色整理業)を加える。
- (2) 「メリヤス製造業商工組合連合会」とは、商工組合連合会であつて、その会員たる商工組合の組合員の資格事業がメリヤス製造業に属するものをいい、「特定染色業団体」とは、民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、その社員たる資格を有する者が営む事業として定款で定められる事業が特定染色業に属し、かつ、その事業を営む者が任意に加入し又は脱退することができるものをいう。
- 2 メリヤス製造業の構造改善措置  
メリヤス製造業商工組合連合会は、その会員たる商工組合の組合員の設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化等に関する事業を実施するため、メリヤス製造業構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができる。
- 3 特定染色業の構造改善措置  
特定染色業団体は、その社員の設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化等に関する事業を実施するため、特定染色業構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができる。
- 4 資金の確保等  
政府は、メリヤス製造業又は特定染色業の構造改善事業計画の実施に必要な資金の確保等に努めるとともに、構造改善に関する施策を講ずるのにあたつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。
- 5 繊維工業構造改善事業協会の業務の拡充  
繊維工業構造改善事業協会の業務にメリヤス製造業及び特定染色業の構造改善事業に必要な資金の貸付け及び

債務保証の業務を加える。

6 信用基金

信用基金に対し出えんする者として、メリヤス製造業商工組合連合会及び特定染色業団体を加える。

7 有効期間

特定繊維工業構造改善臨時措置法は、昭和四十九年六月三十日までに廃止するものとする。ただし、特定紡績業及び特定織布業に係る部分は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

三、参考資料

特定繊維工業構造改善について

1 定義	特定紡績業 綿糸、スフ糸、合織及び混紡糸を製造する紡績業	特定織布業 綿、スフ織布業及び絹人織織布業	メリヤス製造業 丸編、たて編、横編メリヤス製造業及び丸編くつ下製造業	特定染色業 織物機械染色整理業
2 構造改善基本計画の作成	通産大臣が繊維工業審議会の意見をきいて作成する。	特定織布業商工組合	メリヤス製造業商工組合連合会	特定染色業団体が事業計画を作成し通産大臣の承認を受ける。
3 構造改善実施計画及び事業計画の作成	通産大臣が繊維工業審議会の意見をきいて作成する。	特定織布業商工組合が事業計画を作成し、通産大臣の承認を受ける。(承認計画)	メリヤス製造業商工組合連合会が事業計画を作成し通産大臣の承認を受ける。	



4 計画の内容	5 繊維工業構造改善事業協会業務	(2) 信用基金への出資(昭和四十四年度)
<p>特定紡績業</p> <p>1 昭和四十六年度における生産数量、生産能力、特定紡績機の数量、その他構造改善の目標</p> <p>2 新設すべき設備の種類、資金の額、その他設備の近代化に関する事項</p> <p>3 生産又は経営の規模の適正化に関する事項</p> <p>4 処理すべき特定紡績機の数量、処理方法その他過剰設備の処理に関する事項</p>	<p>(1) 業務</p> <p>1 特定紡績機の買取り及び廃棄</p> <p>2 事業を廃止する者の所有する特定紡績機及びこれに関連する紡績設備の買取り及び廃棄</p> <p>3 納付金の徴収</p>	なし
<p>特定織布業</p> <p>1 構造改善事業の目標、内容及び実施時期</p> <p>2 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>3 構造改善事業を実施するのに必要な準備金にあてるための組合員に対する負担金の賦課の基準</p>	<p>※1</p> <p>1 設備ビルド自己調達分、取引関係改善資金企業集約化資金の借入れに係る債務保証</p> <p>2 設備の近代化に伴う設備処理事業資金にあてるための助成金の交付</p> <p>3 事業を廃止する者の所有する織機の買取り及び廃棄</p>	三三三二百万円(※1のための基金)
<p>メリヤス製造業</p> <p>1 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 なし</p>	<p>※2</p> <p>1 取引関係改善資金、企業集約化資金の借入れに係る債務保証</p>	一六〇百万円(※2のための基金)
<p>特定染色業</p> <p>1 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 なし</p>	<p>※3</p> <p>1 過剰ローラーの擦染機処理資金の借入れに係る債務保証</p>	一八百万円(※3のための基金)

6 開発銀行融資	7 中小企業振興事業団融資	8 補助金
<p>中小紡績のグループ化について融資…特利七・五%適用</p>	なし	
<p>産地組合が行なう設備リース事業に用いる設備購入資金の融資金額…四十四年度九、九三一万円(他に償還分三二二百万円)</p> <p>○融資条件</p> <p>1 事業規模の七〇% 事業団六〇% 県一〇〇%</p> <p>2 金利年二・六%</p> <p>3 二年据置一〇年償還</p>	<p>1 上のせ廃棄補助金(産地組合の設備近代化に際して一対一の比率を超える廃棄分の廃棄経費を補助)</p> <p>(1) 補助率 五〇%</p> <p>(2) 昭和四十四年度 四二二百万円</p> <p>2 転廃業者設備買取補助金</p> <p>(1) 補助率 五〇%</p> <p>(2) 昭和四十四年度 四〇〇百万円</p>	
<p>グループによる設備ビルド資金の融資金額…四十四年度一、六五〇百万円</p> <p>○融資条件 同上</p>	<p>グループによる設備ビルド資金の融資金額…四十四年度七五〇百万円</p> <p>○融資条件 同上</p>	



9 例 課税の特  (1) 特定 織工業構 造改善臨 時措置法 に基づき もの	特 定 紡 績 業  ○特定紡績機を事業協会に引渡 し、廃棄したときは、事業者 の廃棄とみなし、所得税又は 法人税を軽減する（特織法第 七条、租特法第十条、第四十 二条の四）	特 定 織 布 業  ○特定織布業商工組合が、組合 員に対する貸付金の貸倒れに よる損失に備えるため組合員 に納付金を賦課し、その納付 金を構造改善準備金として積 み立てたときは、商工組合は これを損金に算入し、組合員 は、その納付金を必要経費に 算入する。（特織法第二十条、 租特法第五十六条の三）	メリヤス製造業	特 定 染 色 業
(2) 中小企 業近代化 促進法に 基づくもの		○設備等について普通償却限度 額の三分の一の割増償却を行 なうことができる。（近促法 第九条、租特法第十三条、第 四六条） （なお構造改善計画を実施す る特定業種は二分の一の割増 償却を行なうことができるよ う現在改正法提出中である）	○同上	○同上
		○合併により生じた清算所得に ついて圧縮記帳により別途経 理したときは、課税の繰りの べが認められる。（近促法第 八条、租特法第六十六条の二）	○同上	○同上
		○現物出資については発生した 譲渡益を圧縮記帳により課税 の繰りのべが認められる。 （近促法第八条、租特法第六 十六条の四）	○同上	○同上

(3) 中小企 業近代化 基金助成 法に基づ くもの	○特定組合が組合員に納付金を 賦課し、その納付金を構造改 善準備金として積み立てた ときは損金算入、組合員は、納 付金を必要経費に算入する。 （助成法第二十条、租特法第 五十六條の二）	○同上	○同上	○同上
(4) その他	○構造改善計画の実現に資する ために緊急を要する合併は、 通常の二倍の税額控除が認め られる。（租特法第四十二条 の五） ○設備の廃棄をした場合は、所 得税、法人税を軽減する。 （租特法第十条、第四十二条 の四）	○同上	○政令指定検討中	○同上
	○同上	○同上	○政令指定検討中	○同上

四、審議経過及び主な質疑事項

二月二十五日、三月十八日、三月十九日、三月二十五日、四月二日

- 1 日本経済に占める織維工業の役割と今後のあり方
- 2 織維製品の対米輸出自主規制問題と特惠関税問題
- 3 織維製品の流通機構の合理化
- 4 構造改善事業に加わらない小規模零細企業に対する措置と取引の適正化
- 5 紡績業、織布業の構造改善推移状況
- 6 労働力確保対策
- 7 国産織維機械の技術開発



- 8 保税加工貿易が及ぼす中小企業への影響
- 9 染色業、メリヤス製造業の構造改善の必要性、中小企業近代化促進法との関係、ねん糸、手捺染、縫製加工業に対する行政指導
- 10 構造改善事業に対する金融・税制措置及び都道府県の負担について

参 考 人

(三月二十五日)

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 日本メリヤス工業組合連合会理事長   | 戸 谷 舍 人 君   |
| 日本靴下工業組合連合会理事長     | 西 村 信 次 郎 君 |
| 日本経編メリヤス工業組合連合会会長  | 堀 田 捨 吉 君   |
| 日本横編メリヤス工業組合連合会理事長 | 山 田 阜 治 郎 君 |
| 日本染色協会会長           | 浜 野 茂 君     |
| 日本染色協会専務理事         | 及 川 逸 平 君   |
| (四月二日)             |             |
| 中小企業振興事業団理事長       | 福 井 慶 三 君   |

五、審査の結果

全会一致をもつて可決

六、附 帯 決 議

政府は、本法施行にあたり、わが国経済に占める繊維産業の重要性にかんがみ、構造改善五カ年計画を達成する

ため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一、染色業及びメリヤス製造業の構造改善を円滑ならしめるため、組織化の推進を図るとともに、中小企業振興事業団並びに政府系三金融機関の資金量の増大、信用補完等金融の充実に努め、また、税制上、大企業との差別や格差をなくするよう配慮すること。
- 二、小規模企業者が積極的に構造改善を進めらるよう、国民金融公庫の活用を図るとともに、中小企業金融公庫についても個人企業が充分利用できるように配慮すること。
- 三、繊維製品の輸出振興を図るため、技術の開発、製品の高級化等を積極的に推進するとともに、特恵関税および付加価値関税の適用にあつては、構造改善業種が適用除外となるよう努めること。
- 四、繊維工業の設備近代化を円滑ならしめるため、繊維関係新鋭機械装置の研究、生産体制について、格段の措置を講じ、構造改善の実施にあつては、従業員の充足、労働条件等について特段の配慮を講ずること。

3 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一、提案の経緯

中小企業は、わが国産業経済の担い手として、経済の成長と国民生活の向上に大きく貢献してきているが、近年における中小企業をとりまく内外の情勢の変化は、一面では、中小企業に適した新しい事業分野をつくり出し中小企業に発展の機会を提供しているものの、他面、労働集約的経営からの脱皮など中小企業に新たな適応策の確立を



迫っている。

このような状況に対処するため、中小企業の近代化を進めるための施策は、年々拡充強化されてきた。とくに、昭和三八年の中小企業基本法の制定を契機として、政策が体系的にととのえられ、金融、税制、指導などの諸施策が相次いで強化されてきている。

しかるに、最近における中小企業をとりまく経済環境の急激な変化につれて中小企業の直面する問題も大きく変つてきたので、中小企業政策もまた再検討を加えることが必要となつている。

今後とも中小企業政策が効果を上げ中小企業の発展を通じ日本経済の健全な成長に役立つていくためには、中小企業の実態を新しい角度から分析し直し、新事態に適応する中小企業政策の方向を確立することが必要となつてきた。

このため政府は、中小企業政策審議会に政策の方向を諮問し、これを受けて審議会は企画小委員会で昭和四十三年一月以降一二回にわたつて討議を行ない、七月十九日「今後の中小企業政策のあり方について」と題する中間報告を行なつた。

この中間報告は、業種別施策をすすめるための中小企業近代化促進法の問題点として、

- (1) 近代化計画が業種全体の計画であるということから、地域などによつて生まれる差異がある程度は捨象せざるを得ず、抽象的画一的になるきらいがある。
- (2) 計画を立てる主体が国であるのに対し、それを実施する主体は中小企業者自身であるから、計画実行の裏づけがなく、具体化することもむづかしい。
- (3) 計画の実行が個別企業の任意の努力にまかされており、業界などは産地ぐるみの組織化された近代化意欲にま

で達していない。

- (4) 設備中心主義の思想が濃厚であるため販売面や技術面の配慮が少ない。
- (5) 国や地方公共団体の推進指導体制が十分でない。の諸点を指摘し、早急に近代化していかなければならない業種については、あらためて中小企業近代化促進法に基づく計画をそれぞれの業種の問題点に沿つて再検討するなり、真に効果的な内容をもつた計画を立てることによつて中小企業の近代化を進めていくことが必要であり、同時に、近代化をすすめるにあつては、中小企業庁、業種所管官庁、地方支分部局、都道府県などがそれぞれの役割をはつきりさせ、関係業界の近代化意欲を業界のすみずみまで浸透させることが必要である。

とくに、発展途上国の追い上げなどに立ち向かうため、充分な施策を投入して緊急に近代化する必要のあるものについては、業界や産地が一体となつて、自助努力により近代化計画を立て、これに対して総合的な施策をとつていくことが必要である。

と提言している。さらに、この業界または産地の中小企業者がまとまつてつくつた構造改善計画にもとづいて、強力な対策を講じていくことが望ましいとしており、構造改善対策を進めるにあつては、

- (1) 構造改善計画の作成、実施については、中小企業者に情報を流すとともに、指導体制を強化する必要がある。
- (2) 対策の効果をあげるため、各種の技術施策や輸出振興策などを積極的に活用するとともに、中小企業金融公庫の低利融資、中小企業振興事業団の資金の確保、税制上の優遇措置などにより重点的に助成していく必要がある。

としている。

本改正案は、以上のような中間報告の内容に沿つて中小企業の近代化施策の根幹たる中小企業近代化促進法に構



造改善に関する所要の規定を加え、これに関する施策を総合的かつ重点的に講じるために提案されたものである。

二、改正案の内容  
本案は、中小企業の構造改善を図ることが国際競争力を強化するため緊急に必要であると認められる業種について、中小企業構造改善計画の承認制度を設けるとともに金融・税制上の特別助成策を重点的に講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定業種の政令指定  
中小企業近代化促進法指定業種のうち、構造改善を図ることが国際競争力を強化するため緊急に必要であると認められるものを、特定業種として政令で指定する。

2 中小企業構造改善計画の承認制度  
商工組合等は、その構成員たる中小企業が行なり特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について中小企業構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができる。

3 資金の確保等  
政府は、2の承認に係る構造改善計画に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。……この具体的措置として、中小企業金融公庫の構造改善特別貸付（四四年度貸付枠さしあたり三〇億円、特利七・〇％適用）、中小企業振興事業団資金の優先活用がある。

4 合併等の場合の課税の特例  
主務大臣は、特定業種の中小企業者が承認に係る構造改善計画に従つて合併し、又は出資し、若しくは共同出

資して法人を設立する場合に、当該中小企業者に対し、その事業の生産性が著しく向上することとなると認められる旨の承認をすることができるものとし、承認を受けた者については租税特別措置法により、法人税又は登録免許税を軽減する。（このほか、租税特別措置法の改正により、特定業種の構造改善事業計画承認後五年間生産設備等について二分の一の割増償却が認められる。）

三、参考資料

1 本制度に対する金融措置

(a) 中小企業金融公庫による近代化促進融資

① 昭和四四年度融資枠

(イ) 近代化貸付枠 二〇〇億円（四三年度 一五〇億円）

(ロ) 構造改善貸付枠 三〇億円（四三年度 一）

② 貸付限度

近代化貸付、構造改善貸付ともに八、〇〇〇万円まで

（指定機械につき五、〇〇〇万円まで、その他一般貸付と併せて八、〇〇〇万円まで）

③ 貸付利率

(イ) 近代化貸付……………指定機械は五、〇〇〇万円まで七・七％

その他八・二％

(ロ) 構造改善貸付……………指定機械は五、〇〇〇万円まで七・〇％

その他八・二％



- ④ 貸付期間 七年内(二年据置を含む)
- ⑤ 貸付手続 公庫への申請↓公庫から所管官庁への照会↓公庫の審査、決定
- (b) 中小企業振興事業団の優先活用

中小企業者が、構造改善計画に従つて、合併し、共同化若しくは協業化し、又は集団化する場合であつて、中小企業振興事業団法にいう中小企業構造の高度化に寄与する事業(共同施設、団地、企業合同、共同工場等の事業)に該当する場合は、中小企業振興事業団資金を優先的に活用できる。

2 近代化保証保険制度の条件等

- (a) 借入金の額が五〇万円以上のもの
- (b) 借入期間が一年以上のもの
- (c) 付保限度額 一般 三、〇〇〇万円  
組合 五、〇〇〇万円
- (d) てん補率 七〇%
- (e) 保険料率 日歩 二厘

3 本法に基づく税制上の優遇措置

- (a) 合併の場合の清算所得税の軽減  
合併により生じた清算所得について別途特別勘定として貸借対照表に附記したときと圧縮記帳したときは、課税の繰りのべができる。
- (b) 現物出資の場合の課税の特例

(c) 現物出資について発生した譲渡益を圧縮記帳することにより課税の繰りのべができる。  
登録免許税の軽減

共同出資の場合			合併の場合				租税特別措置法による税率	登録免許税法による税率
引継船舶の登記	引継不動産の登記	法人登記	引継船舶の登記	引継不動産の登記	法人登記			
					被合併会社の資本金相当部分	その他の部分		
船舶の価額の 4 1,000	不動産の価額の 6 1,000	資本金の 3.5 1,000	船舶の価額の 2 1,000	不動産の価額の 2 1,000	被合併会社の資本金をこえる資本金の 3.5 1,000	資本金の 1 1,000	28 1,000	50 1,000
							7 1,000	7 1,000
							4 1,000	6 1,000
							7 1,000	1.5 1,000

(d) 減価償却の特例

工場用建物、機械等について、普通償却範囲額の三分の一の割増償却ができる。

四 審議経過及び主な質疑事項

二月二十八日、四月十五日、四月十六日、四月十八日、四月二十三日、四月二十五日



- 1 構造改善の必要性と業界の体制及び構造改善への指導
- 2 中小商業の振興、流通部門の近代化及び下請関係の整備
- 3 小規模零細企業の構造改善
- 4 特定業種の指定基準
- 5 中小企業の事業分野の確保と紛争調停
- 6 中小企業省設置の得失
- 7 労働力の確保と社会保障の充実
- 8 家内労働法の検討
- 9 中小企業対策予算の拡充並びに政府系金融機関の拡充強化
- 10 中小企業者に対する税制の緩和
- 11 倒産企業対策、中小企業への融資動向及び歩積両建に対する指導
- 12 技術開発の促進

参 考 人

(四月十六日)

商工組合中央金庫理事	猪越俊治君
中小企業退職金共済事業団理事	坂本実君
中小企業振興事業団副理事長	馬場靖文君
全国信用保証協会連合会会長	服部富士雄君

(四月二十三日)

全国銀行協会会長  
 全国相互銀行協会副会長

横田郁君  
 加藤広治君

五 審査の結果  
 全会一致をもって可決  
 六 附 帯 決 議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一、中小企業の構造改善の円滑化等を促進するため、中小企業対策費の増額を行ない、政府関係金融機、関中小企業振興事業団等について、資金量の増大、貸付限度額の引上げ、金利の引下げ、信用保険条件の緩和及び保証付融資の金利引下げ等に関する措置を考慮すること。
- 二、中小企業の構造改善を図ることの必要性にかんがみ、「国際競争力を強化するため」の解釈と運用を弾力的に行なうとともに、特定業種の指定のため積極的な指導に努めること。
- 三、小規模事業者について、所得税の軽減、事業税の事業主控除の引上げと家族専従者の完全給与制の実施及び同族会社の留保金課税の軽減等税負担の軽減に努めること。
- 四、小規模企業の構造改善に対する指導、助成に特段の措置を講ずるとともに、構造改善を効果あらしめるため、施策のアフターケア、組織の強化を図り、中小企業団体の組織に関する法律に基づく規制命令等の運用に遺憾なきを期すること。
- 五、中小企業の労働力の確保、定着に資するため、従業員の福利厚生施設の拡充、職業訓練の充実、学校教育施設



の整備及び退職金制度に対する国庫補助の増額等を図るとともに社会保険の完全実施を推進すること。

#### 4 軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

(内閣提出)

##### 一、提案の経緯

##### 1 現行法の制定(昭和三十四年)

家庭用ミシン及び双眼鏡は、昭和三十年頃から急速に輸出が伸び、三十四年頃にはほぼピークに達した。しかし、この間、業界の過当競争は激化の一途を辿り、ために輸出単価は著しく低下した。

このような実態は、当然に両業界の不振を招き、また、外貨取得上の損失をもたらしたが、それに止まらず、他の輸出製品についてもメイド・イン・ジャパンの声価を落とすという悪影響を及ぼした。

このような事態にたち至つたのは、両業界とも中小企業が主体であり、過当競争状態が続いている上に、設備らしい設備を必要としないアセンブル(組立)方式による生産であるため、中小企業団体の設備制限命令による過当競争防止策も実効を期し得ないこと及び個々の企業の資力では海外市場における調査宣伝活動ができないことがその原因であると考えられ、早急に何らかの特別な措置を講ずべきことが要請されていた。

かくして政府は、家庭用ミシン、双眼鏡及びこれらの部品につき、メーカーの登録制による事業規制及び輸出振興事業協会の設立による海外活動の推進を主眼とする法律案を昭和三十四年の第三十一回国会に提出し、本法案は同国会で、五年間の限時法として成立した。

##### 2 有効期間の延長(昭和三十九年)

法律施行後約五年間において、両業界の体制整備の成果はかなりあがつた。即ち、昭和三十九年頃には、ミシンについてはアメリカ及びカナダ向けの十三の輸出取引系列が整備され、その他欧州地域向けの輸出取引系列の整備が着手されており、双眼鏡についても、登録停止によつて新規参入を抑えつつ輸出取引系列の整備が進められていた。また、海外活動に関しては、市場調査、宣伝、販売網の整備、輸入制限対策等について業績があがつており、さらに、先進国のまきかえしと印度、香港等の発展途上国の追い上げに対処するためのこれらの業務の拡充強化が計画されていた。

しかし、このような措置は、いずれも実施途中の段階であり、法律の期限到来の三十九年六月をもつて法律を廃止したのでは、折角とりつつある対策が後退することとなり、輸出振興に支障をきたすおそれがあると考えられたので、三十九年の第四十六回国会に、法律の有効期間をさらに五年間延長する旨の改正案が提出され、同国会で成立した。

##### 3 現行法の内容

##### (1) 法律の対象機械及び部品

「軽機械」は別表によつて、家庭用ミシン及び双眼鏡の二機種が定められている。また、「軽機械部品」は政令によつて、家庭用ミシンの部品一二及び双眼鏡の部品一が定められている。

##### (2) 登録

- (i) 軽機械又は部品のメーカーを登録制とし、設備、技術等につき一定の登録基準を設ける。
- (ii) 登録を受けたメーカーは、製品に特別の表示(LJマーク)を附することができる。



(iii) 特別の表示のない製品は、輸出してはならない。  
 (iv) 軽機械について、中小企業団体法による製造又は出荷の制限命令が出された場合、命令期間中において特に必要があると認めるときは、登録を停止することができる。

(3) 輸出振興事業協会

(i) 別表に掲げる軽機械ごとに、一の輸出振興事業協会を設ける。

(ii) 協会の業務は、海外市場の調査、宣伝及び品質の改善に関する調査、試験研究、指導等とする。

(iii) 協会は、業務費用に充てるため、登録メーカーから負担金を徴収することができる。

(4) 廃止期限

この法律は、昭和四十四年六月三十日までに廃止するものとする。

4 現行法施行の成果

(1) 登録制実施の成果

ミシンについては、輸出検査合格率の向上及び生産品種の高級品化が著しく、双眼鏡については、鏡体製造に関する技術革新及び新規品種の開発が推進される等、品質の改良、高級化に相当の成果をおさめた。

さらに、登録制の運用により企業の乱立が抑制された結果、家庭用ミシンについては大手メーカーを中心とするグループ化が進展し、双眼鏡については八協同組合への集約化が行なわれる等、業界の構造改善が進捗した。

(2) 輸出振興事業の成果

日本ミシン輸出振興事業協会及び日本双眼鏡輸出振興事業協会により、ジェットロ及び海外の軽機械センター

等を通じ、海外諸国の市場調査、PR、或いは輸入制限運動の抑制が行なわれ、軽機械輸出の振興に貢献をしてくている。

(3) 輸出体制の整備

家庭用ミシンについては、メーカーから輸出商社、輸入業者に至る輸出系列として、アメリカ向け二九、西ドイツ向け一六、イギリス向け一六の系列が整備され、輸出取引秩序が安定するに至っている。さらに、その輸出ルートでの確立したブランドと完備したアフターサービスによる責任輸出体制が着実に整備されつつある。

双眼鏡についても、メーカーの八協同組合への集約化を基礎として、輸出秩序の確立と品質の向上を図りつつ、輸出を伸長させる基盤はととのつていいる。

5 廃止法案の提出

以上のように、現行法の施行により、家庭用ミシン及び双眼鏡については、品質の向上、業界の構造改善、輸出体制の整備等が進んで、所期の目的はほぼ達成され、従つて現在ではこの法律を廃止しても特に支障はないと考えられるに至つた。

このような理由に基づいて、現行法の廃止期限(昭和四十四年六月三十日)が到来する今国会にその廃止法案が提出されたものである。

なお、法律廃止後における海外市場調査、PR等の輸出振興事業は、社団法人日本家庭用ミシン工業会及び日本輸出双眼鏡協同組合連合会が承継し、実施する予定になつていいる。

二、法律案の内容



- 1 現行法の廃止  
軽機械の輸出の振興に関する法律は、廃止する。
- 2 輸出振興事業協会の解散
  - (1) 輸出振興事業協会は、現行法廃止の時に於いて解散する。
  - (2) 輸出振興事業協会の清算について、清算人の任命、清算事務の監督その他の手続を定める。
- 3 その他
  - (1) 所要の経過措置を定めるとともに、関係法律を整理する。
  - (2) 本法は、公布の日から施行する。

三、参考資料

1 法律に基づく登録事業者数

区分	年度末	
	昭和四三	昭和四二
家庭用ミシン	一、二一	一、〇二
シ 部品	一、〇二	一、三〇
双眼鏡	二、二五	二、二八
シ 部品	七三	七三
合計	五、一一	五、三三
金額(百万円)	三、四	三、五
数量(千台)	三、八	三、六
金額(百万円)	四、〇	四、三
数量(千台)	五、五	五、三
金額(百万円)	七、六	七、三
数量(千台)	七、七	七、三
金額(百万円)	一、四	一、五
数量(千台)	一、八	一、七
金額(百万円)	六、〇	六、八
数量(千台)	一、四	一、三
金額(百万円)	一、九	二、三
数量(千台)	二、二	二、七
金額(百万円)	七、七	七、三
数量(千台)	五、五	五、六
金額(百万円)	四、八	五、四
数量(千台)	四、三	五、三

2 ミシンおよび双眼鏡の輸出実績

昭和年	ミシン		双眼鏡	
	数量(千台)	金額(百万円)	数量(千台)	金額(百万円)
三三	一、九四〇	一八、〇二七	一、九六六	六、一九二
三四	一、七四七	一六、四〇六	一、九〇〇	五、六四三
三五	一、六一七	一五、六九七	一、五五〇	四、七三三
三六	一、七三九	一六、七五五	一、九一七	五、三七二
三七	一、七三九	一六、七五五	一、九一七	五、三七二
三八	一、九六一	一七、九四五	二、五二五	六、五二一
三九	二、四五七	二二、一〇〇	二、六三六	六、九三六
四〇	二、五三六	二二、三六九	三、六二四	九、七九三
四一	二、六三四	二四、九四二	四、〇九七	一一、四四〇
四二	二、六〇五	二五、二一八	四、八二二	九、九五二
四三	二、九三一	二九、一九五	五、七二八	一一、三二二

(注) 通関統計による。

四 審議経過及び主な質疑事項

四月十五日、六月二十四日、六月二十五日



- 1 家庭用ミシン及び双眼鏡の生産、輸出に関する法律施行効果及び法律廃止後の対応策と見通し
- 2 二機種以外の軽機械の生産、輸出体制
- 3 軽機械工業に関する発展途上国の追い上げ、特恵関税問題、外国の輸入制限問題、資本自由化問題等の影響
- 4 機械工業における省力化の推進及び省力化機械の普及、流通円滑化対策
- 5 機械工業振興法失効後の対策

#### 五 審査の結果

全会一致をもつて可決

### 四、審査未了法律案

#### 1 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

##### 一、改正案提出の経緯

##### 1 出願件数の増加、滞貨の膨脹及び審査・審判の遅延

工業所有権制度の趣旨からみて、発明、考案に基づく権利が技術革新の進展及び経済情勢の変化の実態に即応するように設定されなければ、制度本来の機能を發揮し得ないのは当然である。しかし近年の実情は、理想とはあまりにもかけ離れたものであり、制度の意義を著しく薄弱化している。

即ち、出願件数の急激な増加とその内容の高度化、複雑化及び検索資料の膨大化に対し、審査処理機能の拡充

が追いつけない状態が続いた結果、審査未処理件数、いわゆる滞貨は、膨脹の一途をたどり、現在、特許、実用新案で六二万件余に達している。これに伴つて、審査期間も延引する一方であり、特許、実用新案の審査には四年以上の年月を要するという事態にたち至つている。

また、審判についても同様の事情があり、特許、実用新案の審判でみれば、滞貨は三万件、処理に要する期間は七年以上に及んでいる。

##### 2 昭和四十一年の制度改正案提出

政府は、この事態に対処して、従来から審査官等の増員を中心に審査処理機能の増強を図つてきたが、これに加え、制度そのものに対しても根本的な検討を加えるべき段階にあると考え、制度のあり方に関し、工業所有権制度改正審議会に諮問(昭和三十七年)して答申を得た(昭和四十年)後、四十一年の第五十一回国会に、特許法改正案及び実用新案法改正案を提出した。

この両案は、第五十一回国会では本会議審議のみで継続審査となり、第五十二回国会においても、商工委員会で参考人の意見を聴く等の審査を行なつた後、審査未了となつたが、同国会において商工委員会は、「工業所有権制度改正に関する件」を決議し、あらためて制度改正を検討すべきことを政府に要請した。

##### 3 審議会への再諮問

工業所有権制度改正について再検討を要請された政府は、昭和四十一年十一月に、あらためて「工業所有権審議会」に諮問し、審議会は、十一月二十九日から審議を開始した。また、特に制度改正部会を設置し、さらに処理促進方策小委員会を設けて、細部に亘る検討を続けた。この間、総会は前後二回、部会は一六回、小委員会は二六回開かれている。



#### 4 審議会の答申

審議会は、昭和四十三年四月に中間報告を公表して各界の意見を聞いた後、同年十一月に結論を得て答申した。答申は、専ら現下の滞貨累積と審査・審判処理遅延の事態について、それを改善するために制度の改正と特許行政の充実を図るべきことを要請したものである。

#### 5 改正案の作成及び提出

答申を受けた政府は、直ちに改正法律案の作成に入り、関係者の意見もききつつ立案の作業を進め、四十四年三月に至り最終案を得て、閣議決定の後、三月十三日に国会に提出した。

### 二、改正案の内容

#### 1 出願の早期公開制度の採用

現行法では、出願公告までは出願が公開されないことになっているのを改め、特許及び実用新案について、次のような出願早期公開制度を採用する。

##### (1) 出願公開の時期

出願後一年六ヶ月を経過したときは、その内容が公序良俗に反するものである場合を除き、その出願を公開する。

##### (2) 出願公開の方法

出願公開は、特許については明細書及び図面を、実用新案については請求範囲及び図面を公報に掲載することににより行なう。

##### (3) 出願公開の効果

出願が公開された後、出願人は、出願に係る発明又は考案であることを知つて業として実施した者に対し、その実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する補償金を請求することができる。

#### 2 出願審査請求制度の採用

現行法では、すべての出願を審査することになっているのを改め、特許及び実用新案については、次のような内容の審査請求制度を採用する。

##### (1) 審査

審査は、出願審査の請求のあつた出願についてのみ行なう。

##### (2) 出願審査の請求

出願については、何人も、出願の日から特許については七年以内、実用新案については四年以内に、審査の請求をすることができる。この期間内に請求がなかつたときは、その出願は取り下げたものとみなす。

##### (3) 出願審査請求料の徴収

特許については八千円、実用新案については四千五百円の出願審査請求料を徴収する。

#### 3 仮保護の権利の強化

現行法における仮保護の権利を強化し、公告された出願について、差止請求権、損害賠償請求権、不当利得返還請求権の行使を認める。

#### 4 補正等の制限

出願の早期公開制度の採用に伴い、明細書又は図面の補正、出願の分割及び出願変更につき、次のように改正する。



(1) 補正・分割の制限

出願日から一年三カ月経過した後出願公告決定の謄本送達の日前においては、明細書又は図面の補正は次の時期及び内容の場合に限る。

(i) 時期は、出願審査請求時(第三者の請求の場合はその時から三カ月間)、拒絶理由の通知があつた場合の指定期間及び拒絶査定不服審判の請求から三十日間のいずれかのとき。

(ii) 内容は、出願日から三年以内の出願審査請求時(第三者の請求の場合はその時から三カ月間)は、出願当初の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内の補正、その他の場合は、右の内容要件に該当し、かつ、補正後の請求範囲記載の発明が補正前のそれと構成及び目的を共通にすることとなる補正。出願の分割については、補正に準じた制限を行なう。

(2) 出願変更の期間の制限

特許への出願変更は出願から七年以内、実用新案への出願変更は出願から四年以内に限りすることができる。

5 先願の範囲の拡大

特許又は実用新案の出願が公告又は公開されたときは、その出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案は、すべて先願の地位を有する。

6 審査前置制度の採用

現行法では、特許又は実用新案の拒絶査定不服審判の請求があつた場合は、すべて審判官の合議体が処理することとなつているのを改め、審判請求の日から三十日以内に願書に添付した明細書又は図面の補正があつたとき

は、審判の前に、その請求を審査官に審査させることとする。

7 料金の改訂

特許、実用新案、意匠、商標について、手数料及び特許料又は登録料の改訂を行なう。

8 施行期日

この改正法は、昭和四十五年一月一日から施行する。

9 経過規定

この改正法施行前にした出願についても改正法の規定を適用する。但し、拒絶理由、無効理由、補正等については従前の例による。

三、参考資料

1 出願および処理の状況

特許・実用新案

年度	出願	対前年度比(%)	指数	処理(A)	年度末未処理(B)	平均要処理期間(B/A)	審査官定員	指数
三六	一一五、六〇三	一〇九・四	一〇〇	一〇四、八二四	二四六、三〇九	二年四カ月	四二四	一〇〇
三七	一五二、七三三	一三二・一	一三二	一〇四、五七七	二九四、四六五	二・一〇	四二四	一〇〇
三八	一七四、六五四	一四・四	一五一	一〇四、四六〇	三六四、六五九	三・六	四五一	一〇六
三九	一七九、二二九	一〇二・六	一五五	一九、一八二	四二四、七一六	三・七	五一六	一一一
四〇	一九五、五六一	一〇九・一	一六九	一四五、三六八	四七四、九〇九	三・三	五七七	一三六
四一	二〇三、一一一	一〇三・九	一七六	一三二、五六七	五四五、四六三	四・一	六四七	一五四
四二	一九三、八四二	九六・四	一六八	一三二、七六〇	六〇六、五四五	四・七	七〇九	一六七
四三	二一七、九七三	一一二・四	一八九	一四五、三三一	六八一、一八八	四・七	七六六	一八一



年度	出願	対前年度比 (%)	指数	処理 (A)	年度未未処理 (B)	平均要処理期間 (B/A)	平均要処理期間 (B/A)	審査官定員	指数
三六	二二、四六二	九五・六	一一〇	二〇、九〇一	二七、〇六五	一年四ヵ月	一年四ヵ月	二九	一一〇
三七	二八、二八三	一二〇・五	一一一	二六、二二一	二九、一二七	一ヵ月一ヵ月	一ヵ月一ヵ月	二九	一一〇
三八	三三、八七一	一二〇・〇	一四四	二三、一五二	三九、八四六	一ヵ月八ヵ月	一ヵ月八ヵ月	二九	一一〇
三九	三六、二一〇	一〇六・九	一五四	二三、一七七	五二、八七九	二ヵ月四ヵ月	二ヵ月四ヵ月	三一	一一〇
四〇	三七、二六二	一〇二・九	一五九	二八、一四三	六一、九九八	二ヵ月二ヵ月	二ヵ月二ヵ月	三四	一一七
四一	三九、九四二	一〇七・二	一七〇	三三、八八八	六九、〇五二	二ヵ月一ヵ月	二ヵ月一ヵ月	三八	一三一
四二	三七、五七二	九四・一	一六〇	三六、七六〇	六九、八六四	一ヵ月一ヵ月	一ヵ月一ヵ月	四三	一四八
四三	三九、六六七	一〇五・六	一六九	四四、四二五	六五、五二九	一ヵ月五ヵ月	一ヵ月五ヵ月	四七	一六二

年度	出願	対前年度比 (%)	指数	処理 (A)	年度未未処理 (B)	平均要処理期間 (B/A)	平均要処理期間 (B/A)	審査官定員	指数
三七	四三、九八五	一一七・四	一一〇	四六、六一四	五八、一九七	一年三ヵ月	一年三ヵ月	三六	一一〇
三八	五六、七七六	一二九・一	一二九	四〇、六七四	七九、三〇五	一ヵ月一ヵ月	一ヵ月一ヵ月	三六	一一〇
三九	五九、九五〇	一〇五・六	一三六	四六、六四六	九二、六〇九	二ヵ月〇ヵ月	二ヵ月〇ヵ月	三九	一一〇
四〇	六二、一二三	一〇三・六	一四一	四九、六二五	一〇五、一〇七	二ヵ月一ヵ月	二ヵ月一ヵ月	四二	一一七
四一	七五、六八五	一一一・八	一七二	五五、九七〇	一二四、八二二	二ヵ月三ヵ月	二ヵ月三ヵ月	四六	一二八
四二	八四、四九〇	一一一・六	一九二	六一、二七〇	一四八、〇四二	二ヵ月五ヵ月	二ヵ月五ヵ月	五三	一四七
四三	九七、六三四	一一五・六	二二二	六三、一一四	一七九、三八三	二ヵ月一〇ヵ月	二ヵ月一〇ヵ月	五七	一五八

2 審判請求および処理の状況

年度	請求	指数	処理 (A)	年度未未処理 (B)	平均要処理期間 (B/A)	審査官定員	指数
三九	七、〇一六	一〇〇	四、三四一	二〇、三一六	四年八ヵ月	一〇〇	一〇〇
四〇	九、五五四	一三五	四、八九六	二四、九七四	五ヵ月一ヵ月	一〇六	一〇六
四一	一一、三二八	一六一	四、八九五	三一、四〇七	六ヵ月四ヵ月	一一五	一一五
四二	九、五八一	一三七	五、一〇二	三五、八八六	七ヵ月三ヵ月	一二四	一二四
四三	九、五四五	一三六	五、六三六	三九、七九六	七ヵ月一ヵ月	一三〇	一三〇

四、審議経過及び主な質疑事項

四月十五日、五月六日、五月七日、五月十四日、五月二十八日、六月四日、六月十一日、六月十三日、六月十七日、六月十八日、六月二十七日、七月一日、七月二日、七月四日

- 1 制度改正の必要性及び時期
- 2 制度改正のメリット及びデメリット
- 3 改正案に対し、関係団体及び特許庁内部に反対意見がある理由
- 4 早期公開制に伴う出願人の権利の保護対策
- 5 審査請求制による審査処理促進の効果及び発明奨励への影響
- 6 新規性調査機関の設立の必要性及びその計画
- 7 審査、審判促進のための行政措置
- 8 化学物質特許その他の根本問題に対する検討経過及び考え方
- 9 ノーハウの保護の制度に対する考え方



参 考 人(六月十八日)

静岡薬科大学学長

特許制度擁護連盟理事

協和発酵工業株式会社社長

日本特許協会理事長

日本大学教授

日本通信協力株式会社取締役

弁理士会会長

公聴会公述人(六月二十七日)

株式会社名機製作所取締役第二技術部長

株式会社グレース代表取締役、日本発明婦人連盟副会長

水沢化学工業株式会社取締役社長

君島技術研究所所長、社団法人発明協会東京支部理事

弁理士

三井経営経済研究所所長、経営評論家

株式会社孝安産業代表取締役

弁理士

日本商工会議所常務理事

伊藤四十二君

大条正義君

加藤弁三郎君

五月女正三君

杉林信義君

中村幸雄君

湯浅恭三君

篠田米三郎君

大橋撰子君

菅原勇次郎君

君嶋武彦君

中島信一君

佐藤得二郎君

榊屋好昭君

志賀武一君

三輪包信君

全国発明コンクール受賞者連盟総務

吉村科学院長、技術士

株式会社海光社取締役社長

白石国彦君

吉村昌光君

林寿君

五、審査の結果

多数をもつて可決(日本社会党及び公明党反対)。

2 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、改正案の内容

本案は、公共の安全確保、消費者保護の見地からガスによる災害の防止と使用者の利益増進を図るため、一般ガス事業及びそのガス工作物に関する保安規制の強化、ガス用品の製造及び販売の規制、並びに液化石油ガスを導管により供給する事業を簡易ガス事業として規制する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般ガス事業者に対する保安規制の強化

(1) 通商産業大臣は、ガス発生設備、主要導管等一般ガス事業の遂行上重要なガス工作物について、工事計画の認可及び使用前検査を行なうこととする。



- (2) 一定のガス工作物については定期検査を行なうこととする。
  - (3) 一般ガス事業者に保安規程の届出義務を課する。
  - (4) ガスの可燃性について、測定及び記録義務を課する。
- 2 ガス用品の取縮まり
- (1) 都市ガス用のガス用品について、指定検定機関による検定制及び製造事業者の登録制を新設する。
  - (2) 検定に合格した旨の表示、または登録製造事業者が附した表示のないガス用品は販売してはならないものとする。
  - (3) ガス事業者に対し、消費機器の設置及び使用の方法について消費者に周知させるとともに、そのうち一定の機器については、技術基準に適合しているかどうかを調査する義務を課する。
- 3 簡易ガス事業に関する規制
- (1) 液化石油ガス等小規模導管供給事業のうち、供給地点の数が五十以上のものを簡易ガス事業として、公益事業規制を行なうこととする。
  - (2) 簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに通商産業局長の許可を受けることとする。  
なお、一般ガス事業者が供給区域内で行なう簡易ガス事業については、これを一般ガス事業とみなし供給区域等の変更許可を受けさせることとする。
  - (3) 一般ガス事業者の供給区域内で適切かつ確実なガスの供給計画がある地域に係る簡易ガス事業の申請については、一般ガス事業と所要の調整を図ることとする。
  - (4) その他、一般ガス事業の規制のうち事業開始義務、供給区域の変更許可、供給規程の認可、技術基準適合義務等の規定については簡易ガス事業に準用することとするが、手続等については簡素化する。

なお、一般ガス事業の許可基準のなかに、技術的能力の必要性、ガス事業の計画の確実性等を加え、一般ガス事業の規制を強化することとする。

4 地方ガス事業調整協議会の設置

通商産業局長の諮問機関として、消費者代表を含む学識経験者五名以内により構成する地方ガス事業調整協議会を設置し、ガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項等を調査審議させることとする。

5 施行期日

本法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、審議経過及び主な質疑事項

四月十六日、七月九日、七月二十二日、七月二十三日

- 1 簡易ガス事業の規模の最低限を五十地点とした理由
- 2 一般ガス事業者の行う簡易ガス事業のあり方について
- 3 保安の確保について
- 4 都市ガスの普及状況及び今後の見通しについて
- 5 一般ガス事業と簡易ガス事業の調整の円滑化について

三、審査の結果

全会一致をもって修正議決。

四、委員会修正要旨



- 1 簡易ガス事業として公益事業規制を行なう対象範囲が、供給地点数「五十以上のもの」となっているのを、「七十以上のもの」に改める。
- 2 一般ガス事業の許可要件のうち、「事業計画が確実であること」及び液化石油ガス供給の場合は「液化石油ガス供給から都市ガスに切替えるべき確実な計画を有すること」とあるのを、「事業計画の実施が確実であること」及び「液化石油ガス供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、すみやかに都市ガスに切替えるべき確実な計画を有すること」に改める。
- 3 一般ガス事業者に対し三年以内の指定期間内における事業開始義務を課し、例外的に「ガス工作物の設置に三年をこえる期間を要する場合には七年以内の指定期間内とする」こととしているのを、「新住宅市街地開発事業の施行に伴つてガス工作物を設置するのに特に長期間を要する場合には通商産業大臣が指定する期間内とする」ことに改める。
- 4 地方ガス事業調整協議会は、通商産業局長の諮問に応じ、「ガス事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること」となっているのを、「ガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を通商産業局長に建議する」ことに改めるとともに、協議会の委員は「五人以内」とあるのを、「七人以内」に改める。
- 5 一般ガス事業の許可をしようとするときは、公聴会を開かなければならないこととする。

#### 五、附帯決議

政府は、本法施行にあたり、消費者利益の確保の観点から、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、今次改正における保安強化の実効を期するため、ガス工作物に対する工事計画の認可、使用前検査、定期検査、保安規程等の認可を厳重に実施し、特定ガス発生設備の保安についても十分配慮するとともに、導管敷設工事等を下請事業者に委託する場合におけるガス事業者の責任体制を明確にすること。  
特に、地下鉄工事等他工事による災害の防止体制を確立すること。
- 二、一般ガス事業本来の供給義務及び保安確保義務を完全に履行するよう強力に指導し、供給義務を怠つた場合及びガスの使用者から災害発生のおそれを通知されても適切な措置をとらなかつた場合等は、直ちに改善命令を発する等の行政処分を厳格に行なうとともに、一般ガス事業者がその供給区域内で行なう簡易ガス事業については、導管接続につき特に法律を厳守せしめること。  
なお、ガス事業に関する許可、認可及び変更届出等があつた場合は一般に周知徹底せしめること。
- 三、中小ガス事業に対しては、経営格差の是正、適正規模化、協業化等について、指導育成措置及び金融税制上の特別措置を講ずるよう努めること。
- 四、液化石油ガスの適正価格の維持、取引の適正化及び品質の向上を図るため、流通機構の整備、メーター計量方式の普及促進、成分の科学的検査とその表示、メーター段階における成分分析の励行等について強力に指導すること。
- 五、簡易ガス事業者及び簡易ガス事業以外の小規模導管供給事業者に対しても、一般ガス事業者と同様の固定資産税の減免が行なわれるよう努めること。
- 六、地方ガス事業調整協議会の構成に当たつては、消費者の意見が十分反映されるよう配慮し、委員の任命については特に公正を期すること。



### 3 電気工事業の業務の適正化に関する法律案（海部俊樹君 外八名提出、衆法第四二号）

#### 一、法律案の内容

本案は、電気工事業を営む者の登録及び主任電気工事士の設置その他の業務の規制を行なうことにより、電気工事業を営む者の業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 電気工事業を営む者の登録

- (1) 電気工事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して事業を営もうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内のみ営業所を設置して事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。
- (2) 電気工事業者の登録の有効期間は、五年とし、その有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならないものとする。

#### 2 電気工事業者の業務

- (1) 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する電気工事士を、主任電気工事士として置かなければならないものとする。

- (2) 電気工事業者は、その業務に関し、電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならないものとする。

- (3) 電気工事業者は、その請け負った電気工事を電気工事業者でない者に請け負わせるはならないものとする。

- (4) 電気工事業者は、電気用品取締法による表示が附されている電気用品でなければ、電気工事に使用してはならないものとする。

- (5) 電気工事業者は、その営業所ごとに絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならないものとする。

- (6) 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、標識を掲示しなければならないものとする。

- (7) 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。

#### 3 通商産業大臣又は都道府県知事の監督

- (1) 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者に対し電気工事による危険及び障害の発生を防止するため、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

- (2) 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が、登録事項の変更の届出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき、あるいは不正の手段により電気工事業の登録を受けたとき等の場合は、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

#### 4 苦情の処理のあつせん等



通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならないものとする。

5 建設業者に関する特例

建設業法の適用を受けている建設業者には、本法の登録及び登録の取消しに係る部分の規定は適用しないものとする。

ただし、その者が電気工事業を営むときは、本法の登録を受けた電気工事業者とみなし本法の業務、監督等の規定を適用する。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二、審議経過及び主な質疑事項

五月十六日、八月一日、八月二日

- 1 政府提案となりえなかつた理由
- 2 建設業法等との関連性について
- 3 主任電気工事士の設置について
- 4 電気工事による災害の実情について

三、審査の結果

多数をもつて可決(日本社会党及び公明党反対)。

4 中小企業構造改善促進法案(玉置一徳君外一名提出、

衆法第一号)

資本の自由化その他の経済的諸条件の著しい変化に対処して、中小企業の国際競争力を急速に強化するため、中小企業構造改善基本計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずることにより、中小企業の構造改善を促進するものである。

5 硫黄業安定法案(田中武夫君外一四名提出、衆法第八号)

石油の精製過程において公害対策の一環として硫黄回収装置が設置されることに伴い硫黄が大量に生産され、これにより硫黄鉱業の経営が不安定となつている現状等にかんがみ、硫黄事業団に硫黄の買入れ、売渡し、輸出等の業務を行なわせることにより、硫黄業の安定を図り、あわせて国民経済の健全な発展に寄与するものである。

6 中小商業振興法案(玉置一徳君外一名提出、衆法第一二号)

国民経済において中小商業者が占める地位の重要性にかんがみ、資本の自由化その他の経済的諸条件の著しい変化に対処するため、中小商業における経営形態の近代化を促進するとともに、中小商業の事業活動の機会を適正に確保すること等により、中小商業の振興を図るものである。



7 中小企業者の事業分野の確保に関する法律案（中村重光君外一〇名提出、衆法第二七号）

国民経済上中小企業者の事業分野として確保することが適切であると認められる業種を指定し、当該業種に属する事業の分野への大企業者の進出に対し必要な規制を行ない、もつて中小企業者の存立の基盤を擁護し、あわせて経済秩序の維持を図るものである。

8 硫黄業安定臨時措置法案（玉置一徳君外一名提出、衆法第三八号）

公害対策に伴い石油の精製過程において硫黄が大量に生産され、これにより硫黄鉱業の経営が不安定となつている現状等にかんがみ、硫黄の輸出体制を整備して硫黄の輸出の振興を図ることにより国内における硫黄の需給を調整するとともに、硫黄鉱業の合理化を促進してその体質を改善し、もつて硫黄業の安定を図り、あわせて国民経済の健全な発展に寄与するものである。

9 小規模企業振興法案（中村重光君外一名提出、衆法第四五号）

中小企業基本法第二十三条の規定の趣旨に即し、国が小規模企業者に対して特に講ずべき施策を明らかにすることにより、小規模企業の振興を図り、国民経済の均衡ある発展に寄与するものである。

10 小規模企業助成法案（塩出啓典君外一名提出、参法第二二一号）

中小企業基本法に基づき、小規模企業の経営の改善発達に資するため、小規模企業者に対し、無利子の貸付けの制度を設けること等によりその経営改善資金を確保し、商工会等の行なう経営改善普及事業に対する中小企業振興事業団の協力等によつて小規模企業者に対する適正な指導を促進すること等により小規模企業の助成を図るものである。

五、決 議

1 米国の繊維品輸入制限に関する件（四四・四・四）

最近、米国は、繊維品の輸入制限への活発な動きを見せ、国際協定による輸出自主規制を各国に求める意図を明らかにしたが、これは、一貫して自由貿易主義を主唱してきた米国が自ら世界の自由貿易体制に逆行する方策をとることになり、明らかにガットの精神に違反するものである。さらに、米国のかかる貿易制限的措置は、各国に自衛措置を余儀なくさせ、ひいては世界貿易の縮小をまねき国際協調をそこなうこととなる。また、米国繊維産業は、生産、販売、雇用とも好調を続けており、この現状からも米国のとらんとする措置はその根拠に乏しく極めて遺憾とする



ころである。

米国において新たに輸入制限が実現すれば、わが国の対米繊維品輸出に重大な影響を及ぼし、構造改善、設備近代化を推進しつつある中小企業を主体とするわが国繊維産業及び関連産業に深刻な打撃を与えることは必至である。

よつて政府は、米政府に対し、かかる輸入制限を断念するよう強く要請すべきである。  
右決議する。

## 2 硫黄対策の確立に関する件(四四・七・一二三)

わが国の硫黄需給は、公害対策に伴う重油脱硫の本格化による回収硫黄の増大により急速に過剰状態を呈しつつある。

このまま放置すれば硫黄鉱業の崩壊、地域社会の混乱を生ずることは必至である。

また、回収硫黄自体についても、数年のうち国内需要をうまわれる生産により、過剰硫黄の処理がきわめて重要な問題となり、さらに動向いかによつては、硫化鉱、非鉄金属業界全体にも深刻な問題をひきおこすことが憂慮される。

他方、国際的には硫黄供給は不足の傾向にあり、東南アジア、大洋州等へ輸出を期待することができる。

これらの認識に立ち、硫黄の国内需給の安定と過剰硫黄の輸出の促進を図り、あわせて鉱山労働者の職場の安定を確保するため、政府は次の諸点につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

- 一、硫黄の国内需要に対して安定的な供給を確保し、過剰硫黄の円滑な輸出を推進するため硫黄の総合的需給計画を策定すること。
- 二、硫黄鉱山の安定を図るため、回収硫黄を中心とした輸出を積極的に推進することとし、生産者の協調体制の確立、輸出会社の設立、市場別指定商社の活用、輸出基地の建設、輸出市場の開拓等、総合的、かつ、強力な輸出対策を速やかに講ずること。
- 三、硫黄鉱山における採掘ならびに製錬の合理化を急速に推進するため、新鉱床探査費補助金、技術改善費補助金等を拡充強化すること。
- 四、石油精製業界の硫黄対策への協力を促進するため、低硫黄化対策の積極的推進に必要な助成並びにアスファルト需要の拡大等総合的な措置を確立すること。  
右決議する。

## 3 米国の繊維品輸入制限に関する決議(四四・五・九 本会議)

最近、米国は、繊維品の輸入制限への活発な動きを見せ、国際協定による輸出自主規制を各国に求める意図を明らかにしたが、これは、一貫して自由貿易主義を主唱してきた米国が自ら世界の自由貿易体制に逆行する方策をとるこ



とになり、明らかにガットの精神に違反するものである。さらに、米国のかかる貿易制限的措置は、各国に自衛措置を余儀なくさせ、ひいては世界貿易の縮小をまねき国際協調をそなうこととなる。また、米繊維産業は、生産、販売、雇用とも好調を続けており、この現状からも米国のとらんとする措置はその根拠に乏しく極めて遺憾とするところである。

米国において新たに輸入制限が実現すれば、わが国の対米繊維品輸出に重大な影響を及ぼし、構造改善、設備近代化を推進しつつある中小企業を主体とするわが国繊維産業及び関連産業に深刻な打撃を与えることは必至である。よつて政府は、米政府に対し、かかる輸入制限を企図せざるより強く要請すべきである。

右決議する。

#### 4 わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議(四四・五・九本会議)

わが国における地球上の気圏の主要部分を超越する宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれを行なうものとする。

右決議する。

### 六、請願

採石法の一部改正に関する請願(第一五号)	付託請願	処
原子力発電所地帯の安全性確保及び整備開発に関する請願(第八二号)	採	採
化粧品の新販契約制度に関する請願(第四八九号)	採	採
豪雪地帯対策に関する請願(第六五一号)	採	採
発明、発見等奨励のバツジ交付に関する請願(第六五三号)	採	採
淀川水系の水資源開発に関する請願(第八二五号)	採	採
畜犬飼料の輸入制限解除に関する請願(第八五七号)	採	採
特許出願に対する審査の迅速化に関する請願(第九四四号)外十一件	採	採
昭和四十四年度韓国ノリ輸入に関する請願(第二三五五号)	採	採
電気工事業法制定に関する請願(第二三五六号)外一件	採	採
外国産雑豆の輸入外貨割当に関する請願(第二四五〇号)	採	採
外国産果実類の輸入制限に関する請願(第三八五七号)	採	採
中小企業等協同組合法の一部改正に関する請願(第四一五八号)外六十三件	採	採
特許法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第五二五七号)外一件	採	採
農産加工品と外国産果実類の貿易自由化反対に関する請願(第六四一五号)外十二件	採	採
特許法等の一部を改正する法律案の反対に関する請願外一件(第七七九三号)外二件	採	採
電気工事業の業務の適正化に関する法律案反対に関する請願外九件(第九五一七号)外九十八件	採	採
盲人家庭の電気料金低減に関する請願(第二三三七号)外十一件	採	採



## 七、関連成立法律案

## 1 国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第一号、外務委員会付託)

この改正は、既存の準備資産を補充するために特別引出権制度を創設すること等を内容とするものである。この案件は、国際通貨基金協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

## 2 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)

## 1 関税率の改正

- (1) バナナ、小麦、米等七八品目について、暫定税率の適用期限を昭和四十五年三月三十一日まで延長する。
- (2) 大型乗用自動車、大型船舶等一二品目について基本税率を引き下げ、大豆、銑鉄等三四品目について暫定税率を引き下げるとともに、えび、ロジン、女子用外衣類等三九〇品目について新たに暫定減税を行なう。

- (3) ペットフードについて新たに暫定増税を行なう。
  - (4) 分類の変更にともない、しよらがの税率の調整を行なう。
- 2 関税の減免制度の調整

- (1) 重要機械類の免税制度等関税の減免又は還付制度について、その適用期限を昭和四十五年三月三十一日まで延長する。
- (2) 加工又は組立てのため昭和四十五年三月三十一日までに輸出された貨物を原材料とした製品(電気冷蔵庫、コアマモリプレーン等一一品目に限る。)についての関税軽減制度を新設する。
- (3) 本邦船によつて外国で採捕された水産物等の免税規定を整備するとともに、本邦船内において外国船によつて採捕された水産物に加工等をして得た製品についての関税軽減制度を新設する。

## 3 簡易税率の改正

簡易税率対象品目の税率区分と一三税率から四税率に改めるとともに、アルコール飲料及び紙巻たばこについて新たに簡易税率を定める。

## 4 関税制度の改正

- (1) 開港及び税関空港の指定を政令で行なうように改める。
- (2) 更生の請求及び不服申立ての期間を延長するとともに、過誤納還付金について還付加算金を付する期間の始期を改める。
- (3) 外貿埠頭公団の所有する岸壁等を指定保税地域の指定の対象に加える。
- (4) なお、この改正による関税の減収額は約十六億四千万円と見込まれている。



### 3 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、大蔵委員会付託）（抄）

#### 1 特別措置の整備合理化

##### (1) 原子力発電の推進

イ 電気事業者が建設する原子力発電所について、原子炉等の機械装置を取得するために支出した金額の四分の一（国産分については三分の一、輸入分については九分の一）を限度とする原子力発電工事償却準備金を工事期間中に設定することができることとし、あわせてその機械装置を事業の用に供したときは、その取得価額の四分の一（国産分については三分の一、輸入分については九分の一）を限度として特別償却をすることができる制度を創設することとしている。

ロ 動力炉・核燃料開発事業団が行なう高速増殖炉および新型転換炉に係る原型炉の建設のために電気事業者等が支出する出えん金について、出えん金とともに支出する出資額を限度として損金に算入できる制度を創設することとしている。

##### (2) 中小企業対策

イ 本年四月一日から四十六年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法に基づく承認を受けた中小企業構造改善事業計画を実施する商工組合等の構成員である中小企業者について、次の措置を講ずることとする。

i 工場用建物、機械装置等に対する五年間二分の一割増償却制度を創設する。

ii 合併の場合の清算所得に対する課税の特例を設けるとともに、合併登記等に係る登録免許税を軽減する。

iii 現物出資した場合の課税の特例を設け、増資登記等に係る登録免許税を軽減する。

ロ 本年四月一日から四十六年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が受けるその業務に係る抵当権の設定登記について、登録免許税の税率を、一、〇〇〇分の一（現行不動産一、〇〇〇分の四、動産一、〇〇〇分の三）に軽減する。

ハ 本年四月一日から四十六年三月三十一日までの間に事業協同組合が公害防止事業団から譲り受けた土地を、その譲受けの日から一年以内にその組合員に再譲渡する場合の所有権の移転登記について、登録免許税の税率を一、〇〇〇分の六（現行一、〇〇〇分の五〇）に軽減する。

ニ 中小企業近代化促進法に基づく承認を受けた合併または現物出資についての課税の特例および事業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、それぞれ適用期限を二年（四十六年三月三十日まで。）延長する。

##### (3) 輸出の振興

イ 輸出割増償却、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、技術等海外取引の所得控除の諸制度および外航船舶等の登記に係る登録免許税の軽減措置について、それぞれ適用期限を二年（四十六年三月三十一日まで。）延長することともに、次により制度の改善合理化を図る。

i 海外市場開拓準備金制度について、個人または資本金一億円以下の中小商社等の積立率を一、〇〇〇分の一一（現行一、〇〇〇分の一〇）に引き上げる。

ii 輸出割増償却制度および技術等海外取引の所得控除制度について、外貨を対価とする輸入運賃をこれらの



制度の対象となる海外運賃から除外する。ただし、経過措置としてその輸入運賃の二分の一相当額を海外運賃に含めることとする。

- ロ 外航船等に旅客用として積み込む酒類または特定の物品に対する酒税または物品税の免税措置を、船員用等についても適用しうるよう、船用品または機用品として積み込む酒類または特定の物品に対する免税措置に改めるほか、外航船等の範囲を拡張して、遠洋漁業船等を含める等、その制度の拡充合理化を図る。

(4) その他

イ ガス事業者が大都市およびその周辺地域におけるガス供給設備の整備を促進するため取得する特定ガス導管設備について、初年度四分の一の特別償却制度を創設する。

ロ 石炭鉱業を営む法人が交付を受ける元利補給金については、前事業年度から繰り越された欠損金額の範囲で課税しないこととなつてはいるが、この制度の対象に、新たに交付を受けることとなつた再建交付金を加える。

ハ 期限の到来する次の措置について、それぞれ適用期限を二年延長する。

- i 協業のために現物出資した場合の納期限の特例(四十六年十二月三十一日まで。)
- ii 鉱業用坑道等の特別償却制度(四十六年三月三十一日まで。)
- iii 商品取引責任準備金制度( )

2 土地税制の改善

個人の有する資産(たな卸資産を除く。)の譲渡に係る譲渡所得について課税の特別措置を設けるとともに、事業用資産の買換制度についてその合理化を図る。

- 3 なお、この改正による四十四年度の減税額、増税額は、ともに約三五億円で差引き増減税を生じないものと見込

まれている。

#### 4 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、地方行政委員会付託)(抄)

1 道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改正する。

- イ 基礎控除額を十二万円(現行十一万円)に引き上げる。
- ロ 配偶者控除額を十万円(現行九万円)に引き上げる。
- ハ 寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額をそれぞれ七万円(現行六万円)に引き上げるとともに特別障害者控除額を九万円(現行八万円)に引き上げる。
- ニ 地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく掛金及び適格退職年金契約に基づく掛金を生命保険料控除の対象とする。

(2) 青色申告者の専従者給与の控除について、その限度額(現行十七万円)の法定を廃止するとともに、白色申告者の専従者控除額を十五万円(現行十一万円)に引き上げる。

(3) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得三十万円(現行二十八万円)までとする。

(4) 給与所得者についての特別徴収を、六月から十二回(現行十回)に分割して行なうものとする。



## 2 事業税

八二

青色申告者の専従者給与の控除について、その限度額(現行十七万円)の法定を廃止するとともに、白色申告者の専従者控除額を十五万円(現行十一万円)に引き上げる。

## 3 不動産取得税

- (1) 事業主が従業員に譲渡する住宅を新築し、これを六箇月以内に譲渡したときは、事業主に対しては、不動産取得税を課さないこととする。
- (2) 都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられたものを取得した場合における不動産取得税の課税標準は、価格の二分の一の額とする。

## 4 固定資産税

- (1) 鉱業労働災害防止協会が設置する鉱山の保安に関する教育訓練施設については、非課税とする。
- (2) 都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられたものに係る固定資産税の課税標準は、新設後五年度間に限り、価格の二分の一の額とする。
- (3) 砂利の採取に伴う災害の防止、ばい煙の処理又は騒音の防止の用に供する特定の償却資産に係る固定資産税の課税標準は、価格の二分の一の額とする。
- (4) 外航船舶に対する固定資産税の非課税の措置の適用期限を昭和四十六年度まで延長する。
- (5) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に対する固定資産税の軽減措置の期限を延長し、昭和五十年一月一日までの間に新築されたものについて適用する。

## 5 電気ガス税

- (1) さく酸(揮発油を原料とするものに限る。)を非課税品目に加える。
  - (2) 電気に対する電気ガス税の免税点を五百円(現行四百円)に、ガスに対する電気ガス税の免税点を千円(現行八百円)に引き上げる。
  - (3) 綿紡績糸等に対する軽減税率の適用期限を昭和四十七年五月三十一日まで延長する。
  - (4) 紙の製造に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率を昭和四十四年六月一日から昭和四十七年五月三十一日までの間、百分の四(現行百分の五)とする。
- ### 6 自動車取得税
- 免税点を十五万円(現行十万円)に引き上げる。
- ### 7 日本万国博覧会の開催に伴う特例
- 日本万国博覧会の開催に伴う特例措置として、昭和四十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、料理飲食等消費税を課さないこととするほか、博覧会の用に供する施設に対する不動産取得税及び固定資産税を非課税とする等の措置を講ずる。

## 5 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、 内閣委員会付託)

通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対する職務遂行に必要な研修実施の責任体制の確立を図るため、本省の附属機関として通商産業研修所を設置するものである。



## 6 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、大蔵委員会付託）

- 1 政府は、国際通貨基金の特別引出権制度に参加することができる。
- 2 政府は、国際通貨基金に対するわが国の出資額に相当する額を限度として、特別引出権の配分を受けることができる。
- 3 大蔵大臣は、外国為替資金特別会計の負担において、特別引出権の取引を行なうことができる。
- 4 日本銀行は、大蔵大臣から特別引出権を譲り受けることができるとともに、その保有する特別引出権を日本銀行券の発行の保証に充てることができる。

## 7 都市再開発法案（内閣提出、建設委員会付託）

- 1 市街地再開発事業は、建築物の容積率の最低限度及び建築面積の最低限度が定められた高度利用地区内にあることその他の一定の条件に該当する地区において施行するものとする。
- 2 市街地再開発事業に関する都市計画においては、市街地再開発事業の名称及び施行区域を定めるとともに、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定めるものとする。また、住宅不足の著しい

地域における市街地再開発事業に関する都市計画においては、住宅建設の目標を定めなければならないものとする。

- 3 市街地再開発事業は、都市計画事業として施行するものとし、その施行者は、市街地再開発組合、地方公共団体及び日本住宅公団とする。市街地再開発組合は、事業施行地区内の土地所有者及び借地権者の三分の二以上の同意を得たうえ、都道府県知事の認可を受けて設立するものとし、組合事業の継続が困難となつた場合には、都道府県知事又は市町村長がその事業を代行することができるものとする。
- 4 市街地再開発事業の手法は、従前の土地及び建築物についての権利を新らしく建築する建築物とその土地に関する権利に変換するとともに、建築物の共同立体化及び公共施設の整備を図るものとし、施行地区内における関係権利者の権利は、原則として、権利変換計画の定めるところに従い、本事業により整備される土地の共有持分又は施設建築物の一部及びその施設建築物のための地上権の共有持分等に変換するものとする。
- 5 施行者が権利変換計画を定めるにあつては、審査委員又は市街地再開発審査会の議を経なければならないものとし、その計画は、公衆の縦覧に供し、関係権利者に意見書を提出する機会を与え、さらに建設大臣又は都道府県知事の認可を要するものとする。
- 6 国又は地方公共団体は、市街地再開発事業に対し、補助金の交付、資金の融通等の配慮をするものとし、施行者は、事業によつて整備される重要な公共施設の管理者に対して費用の負担を求めることができるものとする。
- 7 都市計画法等の一部を改め、用途地域内の市街地に高度利用地区を設けることができるものとするとともに、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」及び「防災建築街区造成法」の両法は、廃止するものとする。



## 8 宇宙開発事業団法案（内閣提出、科学技術振興対策特別委員会付託）

八六

### 1 事業団の組織等

(1) 事業団は政府及び政府以外の者による出資の法人とし、その資本金は、政府が出資する五億円と事業団が成立の時に於いて、承継することとなる科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所の業務の用に供している特定の財産の価額並びに政府以外の者が出資する金額の合計額とし、必要に応じて増加することができるものとする。

(2) 事業団の役員は、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事二人以内を置くことができるものとする。

(3) 業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができるものとする。

### 2 事業団の業務

#### (1) 業務の範囲

イ 事業団は、目的を達成するため、次の業務を行なう。

(i) 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

(ii) その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

(iii) (i)に掲げる開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

(iv) (i)から(iii)に掲げる業務に附帯する業務

(v) (i)から(iv)に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な業務

ロ 事業団はイの業務を行なうほか、主務大臣の許可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができるものとする。

#### (2) 業務の委託

事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

#### (3) 業務運営の基準

事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならないものとする。

### 3 事業団の財務及び会計

(1) 事業団は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画、予算及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(2) 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないものとする。

### 4 事業団の監督

事業団は、主務大臣が監督するものとし、主務大臣は必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に

八七



関し監督上必要な命令をすることが出来るものとする。

5 主務大臣

主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

八、所信表明(要旨)

1 大平通商産業大臣の所信表明(四四・二・一一)

(最近の経済情勢)

一、最近のわが国経済は、当初の見込よりかなり高い水準で拡大を続けており、一方、国際収支も輸出の急伸と輸入の落着きにより総合収支においても相当の黒字となつてゐる。

このように、わが国経済の最近の推移は極めて順調であるが、これをとりまく内外の経済環境は決して容易なものではない。

国際的には、残存輸入制限の自由化、資本取引の自由化の進展、特惠供与の問題等が当面の課題になつてゐる。加えて、国際通貨問題にみられるとおり、世界経済は今や激動しつつある。また、国内的には、労働力需給の逼迫、都市の過密化、公害、物価問題等の早急な解決を迫られている。

このような時期において通商産業行政を担当する私としては、その責任の重大さを痛感しており、次に申し述べる事項を今後の通商産業政策の重点として、その実現に努力したいと考える。

(貿易の振興と経済協力の推進)

二、まず第一の課題は、貿易の振興と経済協力の推進である。激動する世界経済の中で積極的に輸出を増大し、貿易規模を拡大していくことは、わが国経済が今後とも持続的成長を実現していくための基本的条件である。このため、プラント輸出等を促進するための日本輸出入銀行の資金の充実を図るとともに、アジア諸国との貿易を伸ばすための一次産品の開発輸入の促進等の施策に取り組んでいく考えである。

(国際競争の強化)

三、第二に、資本自由化の進展など経済の国際化は、今後いよいよ本格化する情勢にあるが、産業がそれぞれ強い国際競争力を持つことこそこれに乗り切つていく力である。したがつて、わが国産業の国際競争力をさらに強化するため、企業体質の改善を図るとともに、合併、業務提携、共同投資、専門生産体制の整備等の手段によつて産業の構造改善を推進する所存である。

(中小企業施策の強化)

四、第三に、発展途上国からの追上げ、特惠関税の実施、資本自由化の進展と労働力の不足等の情勢に対処して、中小企業の近代化を急速に進めることが緊要である。現在、中小企業の近代化高度化の意欲は旺盛であり、共同化、協業化のための各種の事業計画が目論まれているが、これらの事業に低利資金を供給する中小企業振興事業団の資金の拡充を図るとともに、中小企業関係政府金融機関等の資金を充実して中小企業施策の強化を図つて参る考えである。

また、中小企業のなかでもとくに緊急に構造改善対策を実施する必要がある業種の構造改善については、税制面その他の助成措置を強化することとし、そのための法律の改正を図りたいと考えている。さらに、繊維工業の構造



改善対策強化の一環として、新たに染色業とメリヤス製造業の構造改善に着手したく、そのための法律改正について、当委員会のご審議をお願いしたいと考える。

(技術開発力の培養等)

五、第四に、産業の国際競争力の基盤をなす技術開発力の培養と技術的最先端産業の育成が必要である。このため、大型プロジェクトについて、新たに「海水淡水化と副産物利用」をテーマとして追加する等その拡充推進を図るとともに、技術的最先端産業を育成強化する考えである。

さらに、情報産業については、情報社会への展望にたつて、その育成を着実に進めて参る所存である。

また、現行特許制度については、時代の進展に即応し、出願の処理を迅速化するため、出願の早期公開、審査請求制度等を採用することとし、このため、特許法等の改正を行ないたいと考えている。

(資源対策の推進と原子力産業の育成等)

六、第五に、新石炭対策については、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申に沿つて石炭鉱業の再建、雇用の安定、保安の確保、産炭地域の振興等の施策の推進を図るとともに、増大するエネルギー需要に対処しての海外石油資源の開発の拡充、わが国経済の発展に伴う内外鉱物資源の開発の推進および原子力産業の育成に努力する所存である。また、ガスについては、液化石油ガス小規模導管供給を「簡易ガス事業」として位置づけ、所要の規制を行なうとともに、ガス事業者に対する保安監督を強化し、ならびにガス用品の安全確保のための取締りを行なう等のため、ガス事業法の改正を考えている。

(公害対策の推進と産業立地の適正化)

七、第六に、経済の高度成長と繁栄の過程においてとくに重要となつて来た公害問題については、国民の福祉向上の

見地から積極的にその解決に当たりたいと考える。このため公害の規制の強化、産業立地の適正化の施策を拡充する一方、公害防止技術の開発、企業に対する事前指導を強化する考えである。

(消費者物価の安定)

八、第七に、最近の消費者物価の上昇が国民生活に影響を及ぼすに至つては遺憾なことであり、私としては、物価の安定を重要課題の一つとして取り組んで参りたい。このため、中小企業、流通などの低生産性部門の生産性の向上を図るとともに、国内の需給動向を勘案しながら緊急輸入政策の弾力的運用を行なつて参りたいと考える。

九、これらの施策のため、昭和四十四年度一般会計予算に、通商産業省分として約九百十六億円、石炭特別会計として約八百八十四億円を計上するとともに、通商産業省関係の財政投融资計画として一兆百五十九億円を計上している。

以上の諸施策を通じて、わが国経済の繁栄と豊かな国民生活の実現のため最善を尽して参る覚悟である。

## 2 菅野経済企画庁長官の所信表明(四四・二・二五)

(最近の経済情勢と今後の見通し)

最近の経済の動きをみると、鉱工業生産は、増勢を続けており、企業の投資意欲も根強いものがみられるなど、国内経済活動は依然として拡大基調にあり、他方、国際収支は、貿易収支を中心に好調を続けている。

このような経済の推移からみて、本年度のわが国経済は、実質十二パーセント程度の成長を遂げ、国際収支も、総合収支で十億ドルを上回る黒字が見込まれる。



しかしながら、国内経済においては、消費者物価が騰勢を続けているなど、望ましくない面もあるとともに、海外経済の今後の情勢についても、米国景気の見通し、国際金融情勢の推移など、楽観を許さない問題が出てきている。

このような内外の諸情勢を慎重に見守りつつ、今後の経済運営に当たっては、まず物価の安定を第一義的な政策目標として全力を傾注するものとし、農業、中小企業、流通部門等低生産部門の近代化、産業および企業の体質改善等を重点的に推進し、わが国経済の体質を強化して、長期にわたる経済社会発展の基盤を整備していく所存である。

このような目標のもとに、財政金融政策を中心とする経済政策の適切な運用により、四十四年度のわが国経済は、順調な成長が期待される。

なお、昨年三月策定をみた経済社会発展計画についていうと、以上みてきたように、最近の経済の実勢は、この計画の想定する成長の線をかなり上回っている。計画の掲げる物価の安定、経済効率化、社会開発等重点政策は、今後ともますます必要になってくるが、想定数値と実勢との乖離にもかんがみ、計画をどう考えるべきかについては、各方面の意見も参考にしつつ、十分慎重に検討していきたいと考える。

#### (物価の安定と消費者行政の推進)

当面問題となつている消費者物価については、本年度は、前年度後半からの根強い騰勢もあつて、当初の政府見通し四・八パーセントの範囲内に収めることはかなり困難となつている。このような消費者物価の大幅な上昇は、単に国民生活を圧迫するのみならず、あらゆる経済政策の効果を減殺するものであるので、明年度においては、その上昇を極力おさえるよう、各般の施策を一層強力に推進していきたいと考えている。

他方、卸売物価については、本年度は、当初の政府見通しの範囲内に収まるものと考えられる。明年度についても、引き続きその安定化に努めたいと考えている。

現在の物価上昇の要因は、基本的には、急激な経済成長に伴う、経済の構造的変化によるところが大きいものと考えられる。したがつて、政府としては、今後とも、生産性の低い部門の近代化、競争条件の整備、労働力の有効活用、輸入政策の活用、適時適切な財政金融政策の運用等、物価安定のための諸施策を総合的、かつ着実に積み重ねていく所存である。これとともに、その背後にある旧来の制度、慣行に再検討を加え、新しい時代に即した新しい制度を確立し、物価の長期的安定をはかり、経済の健全な発展を期する所存である。

次に、消費者行政を中心に国民生活行政全般の問題について述べる。

近年、国民の生活水準は大幅に上昇し、消費生活の内容も高度化し、多様化してきたが、その反面、有害商品の増加など消費者利益の侵害のほか、住宅難、公害、交通事故など国民生活を脅やかす問題も生じてきている。

政府としては、これらの障害を取り除き、国民福祉向上のための諸施策の充実に努めてきている。とくに消費者の保護については、さきの国会で消費者保護基本法が制定され、消費者保護に関する基本的方向が明確にされたことは、画期的な意義をもつものと考えている。今後は、この法律で示された施策に沿つて、関係法令の整備、消費者教育の推進、行政運営の充実、改善等を積極的に図つてゆく所存である。

#### (国土総合開発の推進)

近年、日本経済はめざましい発展をとげ、都市化が急速に進展してきた。これに伴つて国民の生活水準は着実に向上してきたが、同時に、国土の利用が一部の大都市地域に過度に集中したため、これらの地域では、いわゆる過密の弊害が深刻化し、他方、急激な人口流出をみた農山村等の一部では、教育・医療など基礎的な生活条件にも影響



を与えるほどの過疎現象が生じてきている。

このような地域経済社会の動向に対処し、経済社会の長期にわたる発展を確保するためには、全国にわたる情報・通信網と高速交通体系を整備して、国土の開発可能性を拡大し、この基礎の上に、各地域の特性に応じて均衡のとれた開発を進めるとともに、都市農村を通じて国民のための豊かな社会環境を創造することが必要である。

政府は、従来から、地域開発の促進に努めてきているが、今日、新たな観点から、国土総合開発の基本的方向を示す必要があると考え、目下、新しい全国総合開発計画の策定に取り組んでおり、今後、国民の理解と協力を得て実効のあるものとしていきたいと考えている。

(日本万国博覧会の開催)

なお、今回、私は、日本万国博覧会の施策を担当することとなった。この博覧会は、わが国が、明治以来その開催を意図し、ようやく実現にこぎつけた一大国際行事であり、産業、経済、文化の各分野において、日本民族の英知と活力を世界に問う絶好の機会である。各方面のご協力を得て、歴史に残る立派な成功を収めるよう、期待する次第である。

### 3 山田公正取引委員会委員長の説明(四四・二・一一)

昭和四十三年における公正取引委員会の業務のうち主要な点について説明する。

まず、経済体制の変化に即応して、独占禁止政策を有効適切に推進し、そのあり方について広く各界と意見を交換するとともに、その一層の理解を求めするため、独占禁止懇話会を設置し、昨年、その第一回を開催した。

次に私的独占禁止法の施行に関する業務としては、まず、国際契約等の届け出は千五百二十四件にのぼったが企業

合理化をはかるための技術導入契約が大部分を占めている。

会社の合併、営業譲受等の届け出は、それぞれ千十件、三百五十一件となっており、その内訳は中小規模の会社が、近代化、合理化をはかるために合併を行なうものが大部分を占めているが、国際競争力の強化等のための大企業の合併も増加傾向を示めている。公正取引委員会としては大企業の合併については、とくに私的独占禁止法第十五条の規定を厳正にかつ慎重に運用していく所存である。

再販売価格維持契約制度については、物価対策の見地からその規制の強化をはかることとし、現行指定商品の契約実施状況および法的要件の適否について引き続き再検討を加えていたが、昭和四十三年には化粧品および医薬品について告示の改正を行ない、その分類を現行日本標準商品分類に改めるとともに、特殊な用途に使用される品目およびこの制度が有効に利用されていない品目を削除した。

公正取引委員会としては、今後も引き続き指定商品の再検討を続けるとともに、個々の契約の内容についても、それが正当な行為の範囲を逸脱したり、また一般消費者の利益を不当に害することのないよう厳重に監視を続けていく所存である。

なお、昭和四十三年における再販売価格維持契約の成立届は九件、累計百二十四件となっており、また新たに契約を実施した製造業者の数は五社で、十二月末現在九十三社が契約を実施している。

私的独占禁止法に基づく共同行為については、昭和四十三年には、企業合理化のための共同行為として、麻糸など三品目について、いずれも実施期間の延長を認可した。

不公正な取引方法に関する業務としては、不当な歩積・両建預金について、その実態を把握するため昭和四十三年五月末および十一月末の二回にわたり、貸出先の中小企業者を対象に、アンケート調査を実施したが、最近において



は、拘束預金率は十パーセント前後と減少してきているもののまだ十分満足すべき状態ではなく、公正取引委員会としては、調査の結果を慎重に検討するとともに、大蔵省の行政指導の成果をも勘案したうえで適切な措置をとつてまいりたいと考えている。

私的独占禁止法違反被疑事件については、昭和四十三年中に二百二十七件について審査を行ない、そのうち法的措置をとつたものは、勧告三十二件審決二十七件となつており、過大な景品付販売、消費物資の価格協定などがおもなものである。また一昨年から引き続き、テレビジョンや牛乳の価格協定、家庭電器製品の再販売価格維持事件など八件について審判を行なつてゐる。

下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務としては、昭和四十三年中に、下請代金の支払い状況を中心に四千四百九十七の親事業所に対して調査を行ない、そのうち十一件について、法第七条の規定に基づく勧告を行ない、四百三十四件については行政指導による事態の改善措置をとつた。

また手形期限の短縮を促進するため主要業種ごとに標準的な手形期限を設け、関係団体の協力を得て、機会あるごとにその周知徹底をはかつてゐる。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務としては、第三条の規定に基づき、精麦業における景品類の提供に関する制限を告示し、さらに第六条の規定に基づき過大な景品類の提供を行なつた販売業者十名、不当な表示を行なつた観光土産品製造業者、宅地建物取引業者、家庭電器製品販売業者、寝具販売業者等六十四名について排除命令を行なつた。そのほか飲用牛乳等六業種について公正競争規約を認定した。

また、同法の運用に資するため、消費者モニターを選定し、景品付販売、不当表示等に関する意見を求め、これを公正取引委員会の行なう消費者行政に反映させるようにした。

このほか、昭和四十三年における経済実態の調査としては、企業間信用の調査のほか管理価格の調査、流通支配に関する調査および主要産業二百一業種における生産集中度調査を行なつた。

最後に、昭和四十四年度の公正取引委員会の予算は、総額四億七千二百五十六万六千円で、昭和四十三年度と比較して五千五百二十八万五千円の増額となつており、事務局定員八名の増員、私的独占禁止法施行経費、下請代金支払遅延等防止法施行経費、不当景品類及び不当表示防止法施行経費の増額がおもなものとなつてゐる。

### 九 委員会日誌

回	月 日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第一回	二月 四日	(一) 理事の補欠選任		大臣 政府委員等	理事浦野幸男君(理事天野公義君理事辞任につきその補欠) 理事小宮山重四郎君(理事嶋田宗一君理事辞任につきその補欠) 理事藤井勝志君(理事海部俊樹君理事辞任につきその補欠) 理事武藤嘉文君(理事中川俊思君委員辞任につきその補欠)
		(二) 国政調査承認要求に関する件			



回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第二回	三月三日	(一) 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出) (二) 通商産業政策の重点 (三) 公正取引委員会の業務概要 (四) 土地調整委員会の業務概要		大臣 政府委員等	通産大臣より提案理由の説明聴取 通産大臣より施策について説明聴取 〔各施策についての説明聴取〕
第三回	三月十五日	(一) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) 昭和四十四年度経済企画庁の経済運営 (三) 八幡製鉄(株)、富士製鉄(株)の合併問題	堀 昌雄君 中村 重光君 佐野 進君	公正取引委員会 通産省 通産大臣 経済企画庁長官	通産大臣より提案理由の説明聴取 経済企画庁長官から説明聴取
第四回	三月二十六日	(一) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) 八幡製鉄(株)、富士製鉄(株)の合併問題	中谷 鉄也君 堀 昌雄君 岡本 富夫君	農林省 公正取引委員会 通産省 厚生省	通産大臣より提案理由の説明聴取

回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第五回	三月四日	(一) 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)	加藤 清二君	通産省 大蔵省	(参考人) 川崎市君(日本合成ゴム株式会社副社長)
第六回	三月五日	(一) 八幡製鉄(株)、富士製鉄(株)の合併問題	中村 重光君 石川 次夫君 堀 昌雄君 中谷 鉄也君 近江巳記夫君	通産省 建設省 運輸省 公正取引委員会 日本国有鉄道	
第七回	三月七日	(一) 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)	加藤 清二君 石川 次夫君 中村 重光君 塚本 三郎君 岡本 富夫君	通産省 大蔵省 会計検査院	(参考人) 川崎市君(日本合成ゴム株式会社副社長)
第八回	三月七日	(一) 八幡製鉄(株)、富士製鉄(株)の合併問題	中谷 鉄也君 堀 昌雄君 中村 重光君 岡本 富夫君	通産省 内閣法制局 公正取引委員会	

②安中市周辺の公害問題



回	月日	議 題	質 疑 者	大 臣	答 弁 者	備 考
第九回	三月五日	(一) 八幡製鉄(株)、富士製鉄(株)の合併問題	藤井 勝志君 中谷 鉄也君 武藤 山治君 中村 重光君 塚本 三郎君 近江巳記夫君	公正取引委員等	政府委員等	(参考人) 内田忠夫君(東京大学教授) 木村敏男君(大阪市立大学教授) 正田彬君(慶応義塾大学教授) 中村忠一君(立命館大学教授)
第十回	三月六日	(一) 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出) (二) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	中村 重光君 佐野 進君 武藤 山治君	通産大臣 通産大臣 通産大臣	通産省 通産省 通産省	(参考人) 川崎市君(日本合成ゴム株式会社副社長) 可決(附帯決議)
第十一回	三月九日	(一) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	佐野 進君 近江巳記夫君	通産大臣	通産省	(参考人)
第十二回	三月十五日	(一) 東京都板橋区仲宿における東京ガス(株)のガス爆発事故問題(内閣提出) (二) 特定繊維工業構造改善臨時措置	中村 重光君 堀 昌雄君 佐野 進君	通産大臣	通産省 通産省	(参考人)

回	月日	議 題	質 疑 者	大 臣	答 弁 者	備 考
第十三回	三月一日	(一) 住友金属和歌山製鉄所の用地埋立問題 (二) 鉄鋼業の合併問題 (三) 競輪施行に関する問題 (四) 海外石油開発及び脱硫技術開発に対する助成 (五) 銅、鉛、亜鉛の海外探鉱 (六) 特許権侵害に関する裁判事件	中谷 鉄也君 堀 昌雄君 中村 重光君 玉置 一徳君 近江巳記夫君	通産大臣	通産省 文部省 法務省 自治省 労働省 運輸省 厚生省 警察庁 日本国有鉄道 公正取引委員等	戸谷舎人君(日本メリヤス工業組合連合会理事) 西村信次郎君(日本靴下工業組合連合会理事) 堀田捨吉君(日本経編メリヤス工業組合連合会会長) 山田皐治郎君(日本横編メリヤス工業組合連合会理事) 浜野茂君(日本染色協会会長) 及川逸平君(日本染色協会専務理事)



回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第十四回	四月二日	(一) 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)	玉置 一徳君 加藤 清二君	通産大臣 外務省 内閣法制局	○産業構造並びに貿易対策に関する小委員会 ○産業金融に関する小委員会 ○鉱業政策に関する小委員会 ○日本万国博覧会に関する小委員会 (参考人) 福井慶三君(中小企業振興事業団理事長) 可決(附帯決議)
第十五回	四月四日	(一) 繊維製品の輸出振興問題 (二) 米国の繊維品輸入制限に関する件	加藤 清二君 武藤 嘉文君 武藤 山治君 中村 重光君 吉田 泰造君 近江巳記夫君 玉置 一徳君	通産大臣	(参考人) 宮崎輝君(日本化学繊維協会会長) 武内徹太郎君(日本紡績協会委員長) 市川忍君(日本絹化織輸出組合理事長) 猪崎久太郎君(日本毛麻輸出組合理事長) 決議

第十六回	四月十日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第十七回	四月五日	(一) 中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(日本社会党提出) (二) 硫黄業安定法案(日本社会党提出) (三) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (四) 軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案 (五) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)	中谷 鉄也君 石川 次夫君 中村 重光君 堀 昌雄君 塚本 三郎君 加藤 清二君 近江巳記夫君	通産大臣 経済企画庁 労働大臣 通産省 経済企画庁 労働省 建設省 厚生省 文部省 大蔵省 公正取引委員会 科学技術庁 水産庁 日本電信電話公社 日本国有鉄道	中村重光君より提案理由の説明聴取 岡田利春君より提案理由の説明聴取 通産大臣より提案理由の説明聴取



第二十回	第十九回	第十八回	第十七回	第十六回
四月二十三日	四月二十三日	四月二十三日	四月二十三日	五月六日
(一) ① 海外石油開発 ② 石油精製における脱硫問題 ③ 海水による揚水発電の技術開発 ④ 電源開発(機)に関する問題 ⑤ ガソリンスタンドの設立認可基準	(一) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) 板橋区のカス爆発事故問題 (三) 八幡製鉄(株)・富士製鉄(株)の合併問題 (四) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	(一) ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)	(一) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
福田 一君 古川 喜一君 佐野 進君	加藤 清二君 武藤 山治君	佐野 進君 中村 重光君 岡本 富夫君	石川 次夫君 武藤 山治君	中谷 鉄也君
通産大臣	通産大臣	通産大臣	通産大臣	通産大臣
国民金融公庫 中小企業金融公庫	通産省	通産省 大蔵省 農林省 厚生省 運輸省 労働省 公正取引委員会 行政管理庁 国民金融公庫 中小企業金融公庫 中小企業信用保証公庫 環境衛生金融公庫	通産省 大蔵省 公正取引委員会	通産省 法務省
	(参考人) 横田郁君(全国銀行協会会長) 加藤広治君(全国相互銀行協会副会長)	通産大臣より提案理由の説明聴取 (参考人) 猪越俊治君(商工組合中央金庫理事) 坂本実君(中小企業退職金共済事業団理事) 馬場靖文君(中小企業振興事業団副理事長) 服部富士雄君(全国信用保証協会連合会会長)	可決(附帯決議)	委員打合せ

第二十回	第十九回	第十八回	第十七回	第十六回
四月二十三日	四月二十三日	四月二十三日	四月二十三日	五月六日
(一) ① 海外石油開発 ② 石油精製における脱硫問題 ③ 海水による揚水発電の技術開発 ④ 電源開発(機)に関する問題 ⑤ ガソリンスタンドの設立認可基準	(一) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) 板橋区のカス爆発事故問題 (三) 八幡製鉄(株)・富士製鉄(株)の合併問題 (四) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	(一) ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)	(一) 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
福田 一君 古川 喜一君 佐野 進君	加藤 清二君 武藤 山治君	佐野 進君 中村 重光君 岡本 富夫君	石川 次夫君 武藤 山治君	中谷 鉄也君
通産大臣	通産大臣	通産大臣	通産大臣	通産大臣
国民金融公庫 中小企業金融公庫	通産省	通産省 大蔵省 農林省 厚生省 運輸省 労働省 公正取引委員会 行政管理庁 国民金融公庫 中小企業金融公庫 中小企業信用保証公庫 環境衛生金融公庫	通産省 大蔵省 公正取引委員会	通産省 法務省
	(参考人) 横田郁君(全国銀行協会会長) 加藤広治君(全国相互銀行協会副会長)	通産大臣より提案理由の説明聴取 (参考人) 猪越俊治君(商工組合中央金庫理事) 坂本実君(中小企業退職金共済事業団理事) 馬場靖文君(中小企業振興事業団副理事長) 服部富士雄君(全国信用保証協会連合会会長)	可決(附帯決議)	委員打合せ



回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第二十四回	五月七日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	佐野 進君 中谷 鉄也君 石川 次夫君	大臣 通産大臣 政府委員等	
第二十五回	五月九日	(一) 平糶機械工業展に対する補助金打切り問題 ② 四十三年度の海外経済協力の実績 ③ 公害問題 ④ 中小企業団地に対する指導助成 ⑤ 富士・八幡に対する公取委の勧告 ⑥ 独禁法改正問題と複合企業対策	千葉 佳男君 武藤 山治君 近江巳記夫君 中村 重光君	通産大臣 経済企画庁長官 通産省 外務省 経済企画庁 公正取引委員会	
第二十六回	五月十四日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	中谷 鉄也君	通産大臣 通産省 法務省 科学技術庁	
第二十七回	五月十五日	(一) 硫黄対策問題		通産省 科学技術庁	鉱業政策に関する小委員会第一回 鉱山石炭局長より説明聴取

第二十七回	五月十六日	(一) 電気工事業の業務の適正化に関する法律案(自由民主党提出) (二) ①鉄鋼の設備調整問題 ②富士・八幡の合併問題 ③独禁法改正問題 (三) 大平・スタンズ会談について	堀 昌雄君 中村 重光君 中谷 鉄也君 塚本 三郎君 近江巳記夫君	通産大臣 通産省 法務省 公正取引委員会	海部俊樹君より提案理由の説明聴取
第二十八回	五月二十日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)			審査に入るに至らなかつた
第二十九回	五月四日	(一) 理事の補欠選任 (二) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	千葉 佳男君	通産大臣 通産省	理事玉置一徳君(理事玉置一徳君去る五月二十八日委員辞任につきその補欠)
第三十回	五月五日	(一) 日本万国博覧会に関する件について (二) 独禁法改正問題 ③ 自動車産業の再編成・自由化問題及び合併会社設立問題	宇野 宗佑君 藤井 勝志君 佐野 進君 石川 次夫君	通産大臣 通産省 公正取引委員会 科学技術庁	菅野国務大臣及び井上企業局参事官より準備運営の進捗状況について説明聴取



回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第三一回	六月十七日	④情報産業の育成 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	塚本 三郎君 近江巳記夫君	大臣 政府委員等 運輸省	
産業金融 に関する 小委員会 第一回	六月十七日	(一)①四十四年度設備投資修正計画 ②中小企業金融対策 ③最近の金融関係諸指標 (二)信用補完制度について	武藤 山治君 堀 昌雄君 岡本 富夫君	通産省 大蔵省	大慈弥企業局長、乙竹中小企業庁長官、田代審議官より説明聴取
第三三回	六月十七日	(一)荒川区町屋の地下鉄工事現場のガス爆発事故問題 (二)特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	千葉 佳男君 岡田 利春君	通産大臣 人事院 行政管理庁	通産大臣及び政府委員より説明聴取
第三四回	六月十七日	(一)特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (二)特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	大原 亨君 佐野 進君 佐野 進君 武藤 山治君	通産大臣 厚生省	(参考人) 伊藤四十二君(静岡薬

回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第三五回	六月二十四日	(一)軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出) (二)荒川区町屋の地下鉄工事現場のガス爆発事故問題	石川 次夫君 佐野 進君 武藤 山治君	通産大臣 警察庁	委員打合会 科大学学長 大條正義君(特許制度擁護連盟理事) 加藤辨三郎君(協和発酵工業株式会社社長) 五月女正三君(日本特許協会理事) 杉林信義君(日本大学教授) 中村幸雄君(日本通信協力株式会社取締役) 湯浅恭三君(弁理士会会長)
第三六回	六月二十五日	(一)小規模企業振興法案(日本社会党提出) (二)軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出)	中村 重光君 玉置 一徳君 近江巳記夫君	通産大臣 通産省	中村重光君より提案理由の説明聴取 可決
産業金融 に関する 小委員会 第二回	六月二十六日	(一)設備資金調達の推移 ②設備資金調達方法の実績と希望との対比		通産省	大慈弥企業局長及び田代審議官より説明聴取



回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
公聴会	六月二十七日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	堀 昌雄君 岡本 富夫君	大 臣 通 産 省 政府委員等 大 蔵 省	篠田米三郎君 大橋 摂子君 菅原勇次郎君 君嶋 武彦君 中島 信一君 佐藤得二郎君 榊屋 好昭君 志賀 武一君 三輪 包信君 白石 国彦君 吉村 昌光君 林 寿君
第三七回	七月一日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	武藤 山治君 加藤 清二君	通 産 大臣 大 蔵 省 通 産 省 人 事 院	

第三六回	七月二日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	中村 重光君 堀 昌雄君 岡本 富夫君	大蔵大臣 通産大臣 内閣官房長官 行政管理庁長官	通 産 省 勞 働 省 内閣法制局 人 事 院	
第三五回	七月四日	(一) 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)	田中 武夫君 石川 次夫君 中村 重光君 堀 昌雄君 中谷 鉄也君 近江巳記夫君	通産大臣 通産大臣 経済企画庁長官	通 産 省 文 部 省 内閣法制局 科学技術庁 人 事 院	可決(日本社会党、公明党反対)(なお、国会法第五十四条に基づく少数意見者の報告を留保)
第四十回	七月八日	(一) ①景気動向について ②国民生活白書の取り扱い ③経済社会発展計画の改定 ④繊維品輸入制限問題 ⑤対ソ貿易問題 ⑥軍需産業問題 ⑦欠陥車問題 ⑧自動車産業の資本自由化問題	武藤 山治君 武藤 嘉文君 近江巳記夫君	通産大臣 経済企画庁長官	通 産 省 経済企画庁 外 務 省 運 輸 省	
第四一回	七月九日	(一) ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出) (二) ①日工展裁判及び日中貿易問題	勝澤 芳雄君 加藤 清二君 勝澤 芳雄君 勝澤 芳雄君	通産大臣 通産大臣	通 産 省 通 産 省	



回	月日	議	題	質疑者	答弁者	備考
第二回	七月十日	②水質保全問題	①纖維工業構造改善事業の進捗状況 ②纖維機械製造業の現状と問題 ③新鋭纖維機械開発問題	武藤 山治君 加藤 清二君	大蔵省 厚生省 建設省 農林省 文部省	高橋纖維雜貨局長及び吉光重工業局長より説明聴取
第三回	七月十日	①国際通貨問題 ②為替制限問題 ③新鋭纖維機械開発問題	①国際通貨問題 ②為替制限問題 ③新鋭纖維機械開発問題	増岡 博之君 加藤 清二君	大蔵省	
第四回	七月十五日	(一)ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)	ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)	岡田 利春君 神田 博君 玉置 一徳君 岡本 富夫君 広瀬 秀吉君 佐野 進君 吉田 泰造君 岡本 富夫君	通産大臣 通産省 建設省 自治省 内閣法制局	修正議決(附帯議決) 硫黄対策の確立に関する件について協議決定した。

回	月日	議	題	質疑者	答弁者	備考
第四回	七月十五日	(一)ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)	ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)	武藤 山治君 加藤 清二君 堀 昌雄君 近江巳記夫君 中村 重光君	通産大臣 通産省 建設省 自治省 内閣法制局	修正議決(附帯議決) 硫黄対策の確立に関する件
第五回	八月一日	(一)小規模企業助成法案(公明党提出)	小規模企業助成法案(公明党提出)	佐野 進君 石川 次夫君 後藤 俊男君 中谷 鉄也君 塚本 三郎君 中村 重光君 岡本 富夫君	通産大臣 建設省 内閣法制局	議決 塩出啓典君(参)より提案理由の説明聴取
第六回	八月二日	(一)電気工事業の業務の適正化に関する法律案(自由民主党提出)	電気工事業の業務の適正化に関する法律案(自由民主党提出)	佐野 進君 石川 次夫君 後藤 俊男君 中谷 鉄也君 塚本 三郎君 中村 重光君 岡本 富夫君	通産大臣 建設省 内閣法制局	可決(日本社会党、公明党反対)







## 参 考 附 表

○主要經濟指標	1
○昭和 44 年度予算	
1 通商産業省	3
2 經濟企画庁	6
3 公正取引委員会	7
○昭和 44 年度財政投融资計画	
1 通商産業省関係	7
2 經濟企画庁関係	11







項 目	43年度 当初計画額	44年度 計画額	比 増 △ 較 減
自己資金等 (うち一般会計出資分)	11 (1)	21 (1)	10 (0)
13 中小企業振興事業団 事業規模	260	357	97
公募債借入金等	90	153	63
自己資金等 (うち一般会計出資分)	170 (157)	217 (206)	47 (49)
14 石油開発公団 財政出資	60	95	35
15 (機械類国内延払金融措置) 金融債引受	(30)	(30)	(0)
16 (特定機械工業共同事業金融措置) 金融債引受	(一)	(15)	(15)
17 (輸出映画振興金融措置) 金融債引受	(20)	(10)	(△ 10)
合 計 (1~14)			
財政出資	545	735	190
財政融資	7,557	8,993	1,436
公募債借入金等	453	431	△ 22
計	8,555	10,159	1,604

(附) 日本開発銀行貸付計画内訳

(単位：億円)

項 目	43年度 当初計画額	44年度 計画額	比 増 △ 較 減
電力	205	212	7
特定機械	75	95	20
電子工業			
国産技術振興資金	90	110	20
石油業	110	140	30
産業公害	10	40	30
電子計算機	80	90	10
産業構造改善金融	120	140	20

項 目	43年度 当初計画額	44年度 計画額	比 増 △ 較 減
大都市再開発および流通機構近代 化	250	330	80
海 洋 運 業	893	920	27
遠 洋 漁 業	30	30	0
地 域 開 発	410	450	40
そ の 他	(石炭110と も)		
合 計	267 2,510	143 2,700	△ 124 190

2. 経済企画庁関係

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額	44年度要求 決 定 額	比 増 △ 較 減
海外経済協力基金	26,000	50,000	24,000
資金運用部資金	20,000	27,600	7,600
一般会計出資	6,000	22,400	16,400
東北開発株式会社	2,800	1,700	△ 1,100
財政投融	2,800	1,000	△ 1,800
産投会計出資	1,500	1,000	△ 500
公募債等	1,300	0	△ 1,300
自己資金等	0	700	700
水資源開発公団	29,246	31,419	2,173
財政投融	12,900	14,300	1,400
資金運用部資金	9,000	10,400	1,400
公募債	3,900	3,900	0
自己資金等	16,346	17,119	773
北海道東北開発公庫	41,000	45,000	4,000
財政投融	28,000	32,000	4,000
産投会計出資	500	500	0
政府借入金	2,000	6,500	4,500
政府引受債	11,500	9,000	△ 2,500
政府保証債	14,000	16,000	2,000
自己資金等	13,000	13,000	0
日本開発銀行(地方開発資金)	41,000	45,000	4,000



項 目	43 年 度 当初計画額	44 年 度 計 画 額	比 増 △ 較 減
2 中小企業金融公庫 運用規模	2,778	3,272	494
財政出資	3	—	△ 3
財政融資	1,402	1,790	388
公募債借入金等	300	200	△ 100
計	1,705	1,990	285
自己資金等	1,073	1,282	209
3 国民金融公庫 運用規模	3,774	4,419	645
財政融資	1,585	1,880	295
自己資金等	2,189	2,539	350
(うち一般会計補給金分)	( 5)	( 2.5)	(△ 2.5)
4 商工組合中央金庫 (純増ベース) 運用規模	1,044	1,232	188
財政融資	188	100	△ 88
自己資金等	856	1,132	276
(うち一般会計出資分)	( 10)	( —)	(△ 10)
中小企業金融3機関 小計(2~4) 運用規模	7,596	8,923	1,327
財政出資	3	—	△ 3
財政融資	3,175	3,770	595
公募債借入金等	300	200	△ 100
計	3,478	3,970	492
自己資金等	4,118	4,953	835
5 日本開発銀行 運用規模	2,510	2,700	190
財政融資	1,830	2,050	220
自己資金等	680	650	△ 30
6 電源開発(株) 事業規模	290	216	△ 74
財政融資	255	166	△ 89
公募債借入金等	23	24	1
計	278	190	△ 88

項 目	43 年 度 当初計画額	44 年 度 計 画 額	比 増 △ 較 減
自己資金等 (うち 石炭対策特別会計出資分)	12 (20)	26 (20)	14 (0)
7 石炭鉱業合理化事業団 長期運転資金(整備資金) 事業規模	10	10	0
財政融資	10	—	△ 10
自己資金等	—	10	10
(うち 石炭対策特別会計出資分)	(—)	(8)	(8)
8 産炭地域振興事業団 事業規模	72	107	35
財政融資	42	60	18
自己資金等	30	47	17
(うち 石炭対策特別会計出資分)	(30)	(41)	(11)
9 石炭鉱害事業団 事業規模	30	25	△ 5
財政融資	19	—	△ 19
自己資金等	11	25	14
(うち 石炭対策特別会計出資分)	(1)	(15)	(14)
10 金属鉱物探鉱促進事業団 事業規模	29	33	4
財政出資	2	5	3
財政融資	21	22	1
計	23	27	4
自己資金等	6	6	0
11 日本航空機製造(株) 公募債借入金等	40	54	14
	(他に政府保 証付短期市 中借入 20)	(他に政府保 証付短期市 中借入 20)	
12 公害防止事業団 事業規模	66	126	60
財政融資	55	105	50



事 項	42年度 (補正後)	43年度	44年度
4 石炭需要確保対策	6,104,000	10,146,272	8,168,272
うち			
増加引取交付金	4,104,000	8,140,000	6,162,000
電源開発(株)出資	2,000,000	2,000,000	2,000,000
5 保安対策	300,384	342,183	1,670,749
6 炭鉱整理促進費補助	10,630,068	4,888,059	10,535,694
7 鉱害対策	6,344,176	7,796,431	10,639,835
うち			
鉱害事業資金補助金	5,544,720	6,948,450	8,080,481
鉱害事業団出資	200,000	100,000	1,500,000
8 産炭地域振興対策	3,046,346	3,294,399	5,690,896
うち			
産炭地域振興事業団出資	2,760,000	3,000,000	4,100,000
産炭地域振興臨時交付金	—	—	1,000,000
9 事務費	109,791	904,918	1,108,997
10 炭鉱離職者援護対策	5,029,909	5,090,502	7,636,570
11 予備費等	50,000	1,243,210	1,320,142
うち			
予備費	50,000	1,243,110	1,300,000
合計	56,193,009	59,683,000	88,453,468

2. 経済企画庁

(単位：千円)

事 項 別	前年度 予算額	44年度要求 予算額	比 較 増 △ 減
(組織) 経済企画庁			
(項) 経済企画庁	1,134,324	1,355,803	221,479
(官 房)	762,736	864,861	102,125
(調 整 局)	17,256	19,412	2,156
(国民生活局)	167,785	236,477	68,692
(総合計画局)	29,971	32,052	2,081
(総合開発局)	86,409	126,148	39,739

六

事 項 別	前年度 予算額	44年度要求 予算額	比 較 増 △ 減
(調 査 局)	70,167	76,853	6,686
(項) 国土調査費	1,381,678	1,572,065	190,387
(項) 経済研究所	205,721	238,798	33,077
(項) 豪雪地帯対策特別事業費	120,000	125,000	5,000
(項) 振興山村開発総合特別事業費	80,000	90,000	10,000
(項) 地域開発計画調査費	53,000	53,000	0
行政部費計	2,974,723	3,434,666	459,943
(項) 国土総合開発事業調整費	6,200,000	6,900,000	700,000
(項) 離島振興事業費	11,007,875	12,938,464	1,930,589
(項) 農林漁業用揮発油税財源身替 離島農道等整備事業費	417,800	478,800	61,000
(項) 揮発油税等財源離島道路整備 事業費	3,177,000	3,262,000	85,000
(離島事業費計)	14,602,675	16,679,264	2,076,589
(項) 水資源開発事業費	9,724,435	10,938,827	1,214,392
水資源開発基本計画調査費	43,000	43,000	0
治水特別会計へ繰入等	9,681,435	10,895,827	1,214,392
公共事業費計	30,527,110	34,518,091	3,990,981
組 織 計	33,501,833	37,952,757	4,450,924

3. 公正取引委員会

(単位：千円)

事 項	43年度 予算額	44年度 予算額
公正取引委員会に必要な経費	414,971	470,256

昭和 44 年度財政投融资計画

1. 通商産業省関係

(単位：億円)

項 目	43年度 当初計画額	44年度 計画額	比 較 増 △ 減
1 日本輸出入銀行			
運用規模	3,350	3,740	390
財政出資	480	635	155
財政融資	2,150	2,820	670
計	2,630	3,455	825
自己資金等	720	285	△ 435

七



事 項	前 年 度 額 予 算	44 年 度 額 予 算	比 増 △ 較 減
そ の 他	439	460	21
小規模事業対策費	2,854	3,330	476
下請企業対策費	28	34	6
中小企業近代化促進費	4,803	3,786	△1,017
中小企業施策普及広報費	211	234	23
そ の 他	1,897	935	△ 962
計	27,266	31,348	4,082
中小企業信用保険公庫出資	(9,500)	(10,500)	(1,000)
4 技術開発力の培養と技術的最先端産業の育成			
大型工業技術研究開発費	3,900	4,700	800
重要技術研究開発費補助	1,200	1,365	165
試験所特別研究費	1,774	1,968	194
試験所設備および施設整備費	1,076	1,102	26
工業標準化事業費	114	161	47
試験研究機関経費	5,778	6,463	685
特許行政強化費	2,284	2,847	563
電子技術開発動向調査費	0	11	11
情報処理振興対策費	10	21	11
次期民間輸送機開発費補助	100	150	50
そ の 他	782	749	△ 33
計	17,018	19,537	2,519
5 総合エネルギー政策の推進と資源開発の促進			
石油流通対策費	8	10	2
天然ガス基礎調査費	673	683	10
天然ガス探鉱費	620	620	0
電気ガス事業の監督および保安対策費	79	96	17
海外鉱物資源開発費補助	128	221	93
金属鉱床広域調査費	354	403	49
金属鉱床精密調査費	195	239	44
新鉱床探査費	416	416	0
鉱山保安対策費	78	83	5
そ の 他	27	31	4
計	2,578	2,802	224

事 項	前 年 度 額 予 算	44 年 度 額 予 算	比 増 △ 較 減
6 公害対策の推進と産業立地の適正化			
産業公害対策費	132	202	70
産業公害総合事前調査費	85	102	17
公害防止計画対策費	11	45	34
そ の 他	36	55	19
産業保安対策費	34	37	3
立地適正化対策費	59	64	5
工業用水道事業費	6,289	6,636	347
工業用水確保対策費	99	117	18
計	6,613	7,056	443
7 消費者保護の強化と流通部門の合理化			
消費生活改善対策費	72	134	62
流通合理化促進費	6	8	2
商業流通構造調査費	10	10	0
計	88	152	64
8 日本万国博覧会の開催準備費	15,829	11,967	△ 3,862
9 そ の 他	8,299	9,142	843
所 管 合 計	86,865	91,614	4,749

(石炭対策特別会計)

(単位：千円)

事 項	42 年 度 (補正後)	43 年 度	44 年 度
1 石炭鉱業生産体制改善対策	5,181,062	6,412,869	4,402,989
うち			
抗道掘進費補助金	4,500,000	5,905,000	4,168,000
2 石炭鉱業経理改善対策	14,532,273	14,608,157	26,919,324
うち			
元利補給金	12,352,290	12,302,997	11,201,244
再建交付金	—	—	3,668,180
安定補給金	2,179,983	2,305,160	12,049,900
3 石炭鉱業合理化事業団出資	4,865,000	4,956,000	10,360,000



		単 位	42年度 (実績)	43年度 (実績 見込み)	44年度 (見通し)	43/42 (%)	44/43 (%)
国	経常収支	百万ドル	△ 313	1,220	950	—	—
	貿易収支	シ	1,124	2,700	2,700	—	—
際	輸 出	シ	10,573	13,250	14,900	125.3	112.5
	輸 入	百万ドル	9,449	10,550	12,200	111.7	115.6
収 支	貿易外収支	シ	△ 1,261	△ 1,300	△ 1,550	—	—
	移転収支	シ	△ 176	△ 180	△ 200	—	—
	長期資本収支	シ	△ 741	△ 220	△ 850	—	—
	短期資本収支	シ	491	200	—	—	—
	誤差脱漏	シ	28	—	—	—	—
	総合収支	シ	△ 535	1,200	100	—	—
	通 関 輸 出	シ	10,777	13,500	15,200	125.3	112.6
通 関 輸 入	シ	12,062	13,450	15,550	111.5	115.6	

国民所得

(単位 億円)

	42年度 (実績)	43年度 (実績 見込み)	44年度 (見通し)	43/42 (%)	44/43 (%)
雇 用 者 所 得	190,253	222,400	253,100	116.9	113.8
個 人 業 主 所 得	77,747	87,100	95,900	112.0	110.1
個人の賃貸料所得および利子所得	31,021	36,100	42,000	116.4	116.3
(個人財産所得)	(36,325)	(41,900)	(48,300)	(115.3)	(115.3)
法 人 所 得	46,664	58,600	68,300	125.6	116.6
政府の事業所得および財産所得	3,875	4,000	4,900	103.2	122.5
(控除)一般政府と消費者の負債利子	3,623	4,900	6,200	135.2	126.5
合 計	345,939	403,300	458,000	116.6	113.6

○昭和44年度予算

1. 通商産業省

(一般会計)

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額	44 年 度 予 算 額	比 較 増 減
1 貿易の振興と経済協力の推進			
アジア貿易開発事業費	150	500	350
日本貿易振興会事業費補助	4,252	4,554	302
重機械技術相談事業費補助	294	303	9
雑貨輸出振興事業費補助	171	185	14
輸出品品質および意匠向上事業費	53	35	△ 18
アジア経済研究所事業運営費	798	900	102
国際経済協力費	960	1,122	162
海外開発計画調査事業費	88	118	30
海外技術者受入研修事業費補助	505	624	119
アジア生産性向上対策費	91	100	9
その他の	276	280	4
輸出品検査所費	824	932	108
その他の	597	557	△ 40
計	8,099	9,088	989
2 産業の構造改善の促進と企業体質の強化			
織布業設備上のせ廃棄費補助	768	422	△ 346
転廃業者設備買収費補助	240	40	△ 200
繊維流通構造調査費	19	15	△ 4
繊維工業設備近代化事業融資分	(8,242)	(8,210)	(△ 32)
その他の	48	45	△ 3
計	1,075	522	△ 553
3 中小企業対策の拡充			
中小企業振興事業団事業運営費	16,275	21,162	4,887
繊維工業構造改善事業協会出資	0	500	500
中小企業指導事業費	1,198	1,367	169
診断指導事業費	433	515	82
技術開発事業費	177	236	59
技術研究促進事業費	149	156	7



○主要経済指標

	単 位	42年度 (実績)	43年度 (実績見込み)	44年度 (見通し)	43/42 (%)	44/43 (%)
総人口	万人	10,028	10,145	10,250	101.2	101.0
生産年齢人口	〃	7,587	7,705	7,810	101.6	101.4
労働力人口	〃	5,061	5,085	5,145	100.5	101.2
就業者総数	〃	4,997	5,030	5,090	100.7	101.2
雇用者総数	〃	3,124	3,210	3,300	102.8	102.8
国民総生産	億 円	431,167	505,700	578,600	117.3	114.4
(同実質対前年度比)		—	—	—	112.6	109.8
個人消費支出	億 円	226,056	258,700	295,000	114.4	114.0
国内民間総資本形成	〃	120,678	144,500	170,000	119.7	117.6
企業設備	〃	75,323	92,000	107,000	122.1	116.3
在庫品増加	〃	17,652	17,500	20,000	99.1	114.3
民間住宅	〃	27,703	35,000	43,000	126.3	122.9
政府の財貨サービス購入	〃	84,928	97,500	109,500	114.8	112.3
經常支出	〃	39,458	45,500	52,100	115.3	114.5
資本支出	〃	45,470	52,000	57,400	114.4	110.4
輸出と海外からの所得	〃	46,199	57,400	64,200	124.2	111.8
(控除)輸入と海外への所得	〃	46,694	52,400	60,100	112.2	114.7
鉱工業生産指数	昭和40年=100	140.7	166.0	191.7	118.0	115.5
農林漁業生産指数	昭和40年度=100	110.4	113.0	113.5	102.4	100.4
国内貨物輸送	億トンキロ	2,446	2,788	3,150	114.0	113.0
国内旅客輸送	億人キロ	4,424	4,840	5,350	109.4	110.5
卸売物価指数	昭和40年=100	104.6	105.4	106.5	100.8	101.0
消費者物価指数 (全国)	昭和40年=100	110.7	116.7	122.5	105.4	105.0



商工

昭和四十五年八月商工資一

第六十一回国会(常会)閉会中

第六十二回国会(臨時会)

第六十三回国会(特別会)

# 衆議院商工委員会審議要録



衆議院商工委員会調査室

(大蔵省印刷局製造)



はしがき

この資料は、第六十一回国会閉会中、第六十二回国会及び第六十三回国会における商工委員会の審議の概要をとりまとめたものである。



目次

○委員名簿……………一  
（附）調査室員名簿……………三  
第六十一回国会（常会）閉会中  
委員会日誌……………五  
第六十二回国会（臨時会）  
概況……………七  
第六十三回国会（特別会）  
一、概況……………九  
二、法律案審議經過一覽表……………一  
三、成立法律案……………三  
    1 ガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）……………三  
    2 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）……………四  
    3 電気工業事業の業務の適正化に関する法律案（海部俊樹君外七名提出）……………三  
    4 輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）……………七  
    5 情報処理振興事業協会等に関する法律案（内閣提出）……………五



6 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)……………六三

7 困土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)(参議院送付)……………七一

8 輸出中小企業製品統一商標法案(内閣提出)(参議院送付)……………七五

四、継続審査法律案……………八一

1 下請中小企業振興法案(内閣提出)……………八一

2 兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助丸君外一名提出)……………九二

五、審査未了法律案……………九二

1 小規模企業助成法案(矢追秀彦君外一名提出)……………九三

2 情報処理基本法案(塩出啓典君外一名提出)……………九五

3 情報処理振興委員会設置法案(塩出啓典君外一名提出)……………九八

六、決議……………九九

工業所有権制度の抜本改善に関する件……………九九

七、請願……………一〇〇

八、関連成立法律案……………一〇一

1 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、内閣委員会付託)……………一〇一

2 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)(抄)……………一〇一

3 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)(抄)……………一〇二

4 物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)……………一〇七

5 関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、大蔵委員会付託)……………一〇八

6 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、社会労働委員会付託)……………一一〇

7 肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、農林水産委員会付託)……………一一二

8 公害紛争処理法案(内閣提出、産業公害対策特別委員会付託)……………一一三

9 公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、産業公害対策特別委員会付託)……………一一八

10 国民生活センター法案(内閣提出、物価問題等に関する特別委員会付託)……………一二一

九、所信表明……………一二四

1 宮澤通商産業大臣の所信表明……………一二四

2 佐藤経済企画庁長官の所信表明……………一二八

3 谷村公正取引委員会委員長の説明……………一三一

十、委員会日誌……………一三四

(参考附表)

○主要経済指標……………一

○昭和四十五年度予算……………一

1. 通商産業省……………三

2. 経済企画庁……………六

3. 公正取引委員会……………七



○昭和四十五年度財政投融资計画

1. 通商産業省関係……………八

2. 経済企画庁……………一一

○商工委員会委員名簿(昭和四五・六・二・三現在)

委員長	八 田 貞 義君(自由民主党)	理事	鴨 田 宗 一君(自由民主党)
理事	浦 野 幸 男君(自由民主党)	理事	前 田 正 男君(自由民主党)
理事	橋 口 隆君(自由民主党)	理事	中 村 重 光君(日本社会党)
理事	武 藤 嘉 文君(自由民主党)	理事	塚 本 三 郎君(民社党)
理事	岡 本 富 夫君(公明党)	理事	稲 村 利 幸君(自由民主党)
	石 井 一君(自由民主党)	理事	遠 藤 三 郎君(自由民主党)
	宇 野 宗 佑君(自由民主党)	理事	大 久 保 武 雄君(自由民主党)
	小 川 平 二君(自由民主党)	理事	海 部 俊 樹君(自由民主党)
	大 橋 武 夫君(自由民主党)	理事	北 沢 直 吉君(自由民主党)
	神 田 博君(自由民主党)	理事	左 藤 恵君(自由民主党)
	小 峯 柳 多君(自由民主党)	理事	始 関 伊 平君(自由民主党)
	坂 本 三 十 次君(自由民主党)	理事	田 中 六 助君(自由民主党)
	進 藤 一 馬君(自由民主党)	理事	增 岡 博 之君(自由民主党)
	藤 尾 正 行君(自由民主党)	理事	石 川 次 夫君(日本社会党)
	山 田 久 就君(自由民主党)		



岡田利春君(日本社会党)  
 中谷鉄也君(日本社会党)  
 横山利秋君(日本社会党)  
 多田時子君(公明党)  
 川端文夫君(民社党)  
 米原昶君(日本共産党)

中井徳次郎君(日本社会党)  
 松平忠久君(日本社会党)  
 近江巳記夫君(公明党)  
 松尾信人君(公明党)  
 吉田泰造君(民社党)

二

(附) 商工委員会調査室員名簿(昭和四五・六・二三現在)

専門員・室長 椎野幸雄  
 主任調査員 藤沼六郎  
 調査員 中澤貞男  
 倉田雅広  
 野中耕守  
 野田浩一郎

調査員 工藤成一  
 井上康  
 野口謙一  
 大岡富子



第六十一回国会閉会中

自昭和四十四年八月六日  
至昭和四十四年十一月二十八日

委員長 大久保武雄君



委員会日誌(第六十一回国会(常会)閉会中)

回	月日	議 題	質 疑 者	答 弁 者	備 考
第四七回	九月八日	②① 米国の繊維品輸入規制問題 公害防止事業団職員の中小企 業団地造成に関する汚職問題 と中小企業団地の現状問題、三 菱重工(株)・クライスラーの 合併会社設立問題、欠陥車問 題 ④ 家庭用電気製品の欠陥事故問 題 ⑤ 海外経済協力に対する輸出入 銀行の活用	武藤嘉文君 加藤清二君 近江巳重君 堀中昌雄君	通産大臣 内閣官房長官 外務省 厚生省 日本文学省 日本開発銀行	
第四六回	九月九日	① 自動車損害賠償責任保険の保 険料率引上げとその影響 ② 繊維問題(米国の繊維品輸入 規制問題、繊維新法の失効後の 影響と対策、流通の合理化) ③ 景気動向と政策転換及び消費 者物価の動向 ④ 外資系企業の合併問題 ⑤ 酒類の不況カルテル認可問題 ⑥ 入幡・富士の合併問題	一徳君 清二君 昌雄君 富光君	通産大臣 公正取引委員会 国庫院 食糧院	(参考人) 宇佐美洵君(日本銀行 総裁)
第四九回	十月八日	②① 米国の繊維品輸入制限問題 影響(中小運送業者の運送料 金値上げ)	山治君 宗佑君 嘉文君 一徳君	通産大臣 経企庁長官 通産省 大蔵省 防衛省	

第六十一回国会閉会中  
九月八日  
九月九日  
十月八日



第四九回	十月八日	⑤④③ 消費者物価の動向と対策 防衛産業のあり方 自動車損害賠償責任の保険料 率引上げ問題	加藤 清二君	大臣	政府委員等	備考
第五十回	十月九日	⑥⑤④③②① タクシー料金問題 データ通信の料金問題 EXPOクラブの性格 残存輸入制限問題 輸入農産物の保管と農薬中毒 問題 商工中金、住宅金融公庫の融 資実状	塚本 三郎君 堀 昌雄君 近江 記夫君 石川 次夫君	通産大臣 経企庁長官	外務省 蔵省 大蔵省 通商省 農林省 労働省 厚生省 運輸省 日本電信 公社 住宅金融公 庫	(参考人) 鈴木俊一君(日本万国 博覧会協会事務総長) 阿部久一君(商工組合 中央金庫理事)
国政調査委員派遣 第一班(十月二十八日～十一月二日) 調査地域 山口県、大分県、熊本県、長崎県 第二班(十月三十一日～十一月二十三日) 調査地域 愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府 第三班(十月十四日～十月十八日) 調査地域 秋田県、新潟県						
報告書は会議録附録に 掲載						

# 第六十二回国会

自昭和四十四年十一月二十九日  
至昭和四十四年十二月二日(解散)

委員長 大久保武雄君



第六十二回国会

至昭和四十四年十一月二十五日  
自昭和四十四年十一月二十五日

概況

第六十二回臨時国会は、昭和四十四年十一月二十九日に召集され、三日後の十二月二日には、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党の代表質問の後、衆議院の解散が行なわれた。この間、いわゆる生活法案二六件が成立した。

なお、第三十二回衆議院議員総選挙は、十二月二十七日に行なわれ、その結果、各党の議席数は、自由民主党三〇〇（解散時二七二）、日本社会党九〇（同二三四）、公明党四七（同二五）、民社党三二（同三二）、日本共産党一四（同四）、無所属四（同三）となった。



第六十三回国会

自昭和四十五年一月十四日  
至昭和四十五年五月十三日

委員長 八田貞義君



第六十三回特別国会  
昭和四十五年一月十四日に召集され、五月十三日に閉会となつた。  
召集日に第三次佐藤内閣が発足し、続いて政府は、昭和四十五年度予算、暫定予算とともに法律案一〇九件、条約二二件を国会に提出した。また、両院議員から法律案六一件が提出された。この国会では、これらの案件の審議のほか、言論・出版妨害問題、安保条約の自動延長、カンボジア情勢、日中党書貿易交渉、日米繊維交渉、公害問題、物価問題等をめぐつて論議が行なわれた。また、会期中には、日本万国博覧会が開会されたほか、日航機「よど」号乗取り事件や大阪ガス爆発事故などが起つた。

## 一、概況

第六十三回特別国会は、昭和四十五年一月十四日に召集され、一二〇日間の会期を終え、五月十三日に閉会となつた。召集日に第三次佐藤内閣が発足し、続いて政府は、昭和四十五年度予算、暫定予算とともに法律案一〇九件、条約二二件を国会に提出した。また、両院議員から法律案六一件が提出された。この国会では、これらの案件の審議のほか、言論・出版妨害問題、安保条約の自動延長、カンボジア情勢、日中党書貿易交渉、日米繊維交渉、公害問題、物価問題等をめぐつて論議が行なわれた。また、会期中には、日本万国博覧会が開会されたほか、日航機「よど」号乗取り事件や大阪ガス爆発事故などが起つた。

会期中を通じて、与野党間の激突が一度もなく、会期延長も行なわれることなく閉幕したが、これは近年の通常又は特別国会では異例のことであり、ために「無風国会」と呼ばれた。従つて、議案審議も順調に進み、内閣提出の案件で成立し、又は承認されたものは法律案が九八件、条約が二二件であり、成立率はそれぞれ九〇%及び一〇〇%の高率であつた。また、議員提出の法律案では一八件が成立した。

商工委員会に付託された法律案は一二件で、うち八件が内閣提出、四件が議員提出である。この中には、第六十一回国会で委員会を通過しながら成立に至らなかつた特許法等改正案、ガス事業法改正案及び電気工事業の業務適正化法案が含まれており、これらはいずれも今回は両院を通過、成立した。また、新時代に即応するための新規立法として、情報処理振興事業協会法案及び下請中小企業振興法案が提出され、前者は成立したが、後者は衆議院において継続審査となつた。



法律案以外の議題としては、繊維品の対米輸出規制問題、日中貿易問題、商品取引所問題、大阪ガス爆発事故問題等について熱心な論議が展開され、参考人の招致及び現地調査も行なわれた。  
 なお、今国会会期中における主なできごとは次のとおりである。

- 第三次佐藤内閣発足(一月十四日)
- アメリカ、繊維産業の被害資料を提示(二月二十一日)
- ニクソン米大統領、公害特別教書を提出(二月十日)
- 国産衛星「おおすみ」地球を回る(二月十一日)
- 公害問題国際シンポジウム開く(三月九日)、「東京宣言」(十二日)
- 万国博開会式(三月十四日)、動く歩道の事故(二十六日)
- 日航機「よど」号を赤軍派学生が乗取る(三月三十一日)、山村運輸政務次官を乗せて平壤着、乗客全員は帰国(四月三日)、山村次官と三乗員帰る(五日)
- 大阪地下鉄工事現場でガス爆発惨事(四月八日)
- 経済審議会、新経済社会発展計画を答申(四月九日)
- アポロ一三号故障、月着陸を断念(四月十三日)、無事帰還(十七日)
- 日中覚書貿易交渉妥結、調印、周中国首相はいわゆる周四原則を示す(四月十九日)
- 中国、初の人工衛星打ち上げ(四月二十五日)
- 新日本製鉄(株)発足(四月二十日)
- アメリカ、カンボジア領内出撃を発表(四月三十日)、早期撤退を言明(五月八日)

## 二、法律案審査経過一覽表

No.	付託案件	提出月日	付託月日	理由聴取	委員会	本会議	参議院	公布月日	法律番号
1	ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)	2.18	2.18	3.3	可決	可決	可決	4.13	法律第18号
2	機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)	3.2	3.2	3.10	可決	可決	可決	4.17	法律第26号
3	電気工事業の業務の適正化に関する法律案(海部俊樹君外七名提出、衆法第二号)	2.27	2.28	3.3	可決	可決	可決	5.23	法律第96号
4	輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)	3.2	3.2	3.10	可決	可決	可決	5.15	法律第57号
5	情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出第七四号)	3.11	3.11	3.24	修正	修正	可決	5.22	法律第90号
6	特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)	3.16	3.16	3.24	修正	修正	可決	5.22	法律第91号



No.		付託案件		提出月日	付託月日	理由取 理聴 取	委員会	本会議	参議院	公布月日	法律番号
8	7	国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)	輸出中小企業製品統一商標法案(内閣提出第五三三号)(参議院送付)	3. 4	3. 10						
				3. 27	4. 24	4. 7	5. 7	5. 8	5. 8	4. 24	5. 14
				4. 7	5. 7	5. 12	5. 8	5. 8	4. 24	5. 12	5. 14
				可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
				5. 12	5. 8	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日
				可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
				5. 12	5. 8	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日
				可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
				5. 21	5. 14	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日	議決月日
				法律第85号	法律第53号	法律番号	法律番号	法律番号	法律番号	法律番号	法律番号
2	1	兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助丸君外一名提出、衆法第二九号)	下請中小企業振興法案(内閣提出第九六号)	4. 24	3. 24						
				4. 27	4. 3						
					4. 7						
				継続	継続						
				審査	審査						
3	2	1	小規模企業助成法案(矢追秀彦君外一名提出、参法第三号)(予)	5. 9	3. 27						
			情報処理基本法案(塩出啓典君外一名提出、参法第一六号)(予)	5. 12	3. 28						
			情報処理振興委員会設置法案(塩出啓典君外一名提出、参法第二一号)(予)								
				審査	審査						
				未了	未了						

### 三、成立法律案

#### 1 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

##### 一、提案の経緯

家庭用エネルギーの需要は、逐年増加の一途を辿っており、ガスは国民の日常生活に不可欠なエネルギーとして、今後、一層その重要度を加えるものと予想される。

現行ガス事業法は、昭和二十九年に制定されたものであるが、最近、都市ガス事業については、石炭から石油への原料転換等によるガス発生設備等の大型化、高圧化及びそれに伴う保安規制の不備、消費生活の向上による各種ガス用品の普及とこれに対する法的規制の欠如が問題となり、また、新しい家庭用ガス体エネルギーの供給方式として目覚ましい普及をみせているいわゆるLPガス等小規模導管供給事業については、公益事業としての規制の必要性等が指摘され、ガス事業をとりまく環境の変化に対応する法改正の必要性が生じている。

国会においても、昭和四十二年三月発生した東京都文京区湯島におけるガス事故を契機として、都市ガス事業の保安確保のための規制強化を政府に要請し、また「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案」の審議に際して、現状にマッチしたガス事業法の改正を早急に行なうべき旨、政府に強く要請したのである。かかる情勢に対処するため、政府は、①都市ガス事業に対する保安等の規制強化の必要性、②ガス用品に対する規制の必要性、③LPガス等小規模導管供給事業に対する公益事業規制の必要性等を勘案し、さらには、総合エネルギー



調査会の「ガス体燃料の供給体制のあり方」についての答申を得、種々検討を重ねた結果、去る第六十一回国会にガス事業法の改正案を提出したのである。

この改正案は、委員会で審査の結果、全会一致をもつて修正議決された。なお、委員会における修正の要旨は次のとおりである。

委員会修正要旨(第六十一回国会)

- 1 簡易ガス事業として公益事業規制を行う対象範囲が供給地点数五十以上のものとあるのを、七十以上のものに改める。
- 2 ガス事業の許可基準のうち、事業の計画が確実であることを、事業の計画の実施が確実であることに改め、みなし一般ガス事業については、液化石油ガスから都市ガスに切替えるべき確実な計画を有することあるのを、液化石油ガス供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、すみやかに都市ガスに切替えるべき確実な計画を有することに改める。
- 3 一般ガス事業者に対し、三年以内の指定期間内における事業開始義務を課し、例外的に、ガス工作物の設置に三年をこえる期間を要する場合にあつては七年以内の通商産業大臣の指定する期間内とすることとしているのを、新住宅市街地開発事業の施行に伴つてガス工作物を設置する場合であつて、その設置に特に長期間を要すると認められるときは、通商産業大臣が指定する期間内とすることに改める。
- 4 地方ガス事業調整協議会は、通商産業局長の諮問に応じ、ガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議することとなつてゐるのを、通商産業局長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し及びこれに関し必要と認める事項を通商産業局長に建議することに改める。

することに改めるとともに、協議会の委員数を五人以内から七人以内に改める。

- 5 一般ガス事業の許可申請の処分をしようとするときは、公聴会を開かなければならないこととする。

本改正案は衆議院本会議(四四、七、二四)においても修正議決されたのであるが、参議院において審査未了となり成立するに至らなかつた。

今国会に提出された「ガス事業法の一部を改正する法律案」は、第六十一回国会において修正議決されたものをそのまま内容として提出されたものである。

二、改正案の内容

本改正案は、ガスの使用者の利益の増進とガスによる災害の防止を図るため、一般ガス事業及びそのガス工作物に対する規制を実情に即して強化し、ガス用品の製造及び販売を取締るとともに、一般消費者等に対する液化石油ガス等の導管による供給事業の一部を新たに簡易ガス事業として公益事業規制を行なうことを柱としたものであり、その内容は次のとおりである。

1 目的及び定義の改正

(1) 目的の改正(第一条)

目的中「ガスの製造及び供給に伴う危険を防止する」を「ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制する」に改める。

(2) 定義の改正(第二条)

イ 「簡易ガス事業」を新設し、従来の都市ガス事業を「一般ガス事業」に改め、これらを総称して「ガス事業」ということとする。



ロ 簡易ガス事業とは、一般の需要に応じ、「特定ガス発生設備」でガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であつて、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものをいうものとする。

ハ 一般ガス事業者が供給区域内で行なう簡易ガス事業については、これを一般ガス事業とみなすものとする。

2 一般ガス事業の規制の強化

(1) 事業の許可申請事項の追加及び供給区域等の変更の許可(第四条第一項、第六条第二項、第八条第一項)新たに、主要な導管の設置または変更については通商産業大臣の許可を要することとし、一般ガス事業者が営む、1の(2)のハの事業を「供給区域等の変更」の許可に係らせるものとする。

(2) 許可基準の追加(第五条)

許可の基準に次のものを加えるものとする。

イ その一般ガス事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

ロ その一般ガス事業の計画の実施が確実であること。

ハ その一般ガス事業が、特定ガス発生設備に係るものにあつては、当該特定ガス発生設備によるガスの供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、その供給地点について、特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画を有するものであること。

(3) ガス工作物の設置及び事業開始の義務(第七条)

一般ガス事業のガス工作物の設置及び事業開始義務を現行の「一年以上三年以下」において通商産業大臣が指定する期間内から、「三年以内」において通商産業大臣が指定する期間内に改め、ニュータウン計画のように長期的計画建設を必要とする特別の場合に限りガス工作物の設置は、三年をこえ、通商産業大臣が指定する期間

内とすること。

(4) ガス供給計画の届出(第二十五条の二)

一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降一定期間のガス供給計画の届出義務を課するとともに、通商産業大臣の変更勧告及び実施勧告の制度を新設することとする。なお、この供給計画のうち、消費者に関係のある事項についてはこれを公表するものとする。

(5) 業務方法の改善命令(第二十五条の三)

一般ガス事業者の業務方法が適切でないため、ガスの使用者の利益を阻害していると認めるときは、通商産業大臣は一般ガス事業者に対し、業務方法を改善するよう命ずることができるものとする。

(6) 供給区域調整等の勧告(第二十五条の四)

二以上の一般ガス事業者間において、供給区域の調整等を行うことが公共の利益を増進するため特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、通商産業大臣は、その旨の勧告をすることができるものとする。

(7) 公 聴 会(第四十八条)

通商産業大臣は一般ガス事業の許可申請についての処分をしようとするときは、公聴会を開かなければならないこととする。

3 保安規制の強化

(1) 工事計画の認可等並びに使用前検査及び定期検査(第二十七条の二、第二十七条の六)

ガス工作物の設置または変更の工事計画のうち、特に重要なものについては、工事計画の認可を要する。認可を要しない工事計画についても、軽易なものを除き届出義務を課する。また、工事計画の認可を受けて設置



または変更の工事をするガス工作物について、その使用開始前に通商産業大臣の検査を受けなければならないこととする。ことに、一定のガス工作物については、定期に通商産業大臣の検査を受けなければならないものとする。

(2) 保安規程の届出(第三十条)

一般ガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、事業開始前に通商産業大臣に届け出なければならないものとする。

(3) 可燃性の測定義務(第二十一条)

一般ガス事業者に対し、その供給するガスについて熱量及び圧力の測定に加え可燃性の測定及び記録の義務を課するものとする。

4 簡易ガス事業に関する規制

(1) 事業の許可(第三十七条之二、第三十七条の四第一項)

簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、通商産業局長の許可を受けなければならないものとし、その許可基準は、次のとおりとする。

イ その簡易ガス事業の開始が、一般の需要に適合するとともに、特定ガス発生設備の能力がその供給地点におけるガスの需要に応じうるること。

ロ その供給地点が一般ガス事業者の供給区域内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者が当

該供給計画の実施によつて受けるべき利益が阻害されないこと。

ハ その簡易ガス事業の開始によつて、その供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

ニ その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎および技術的能力があり、かつ、事業の計画の実施が確実であること。

ホ その簡易ガス事業の特定ガス工作物が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

ヘ その簡易ガス事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

(2) 地方ガス事業調整協議会(6の(2)参照)の意見聴取(第三十七条の四第二項)

通商産業局長は、簡易ガス事業の許可の処分であつて、一般ガス事業者の供給区域に係るものをしよとする場合は、(1)のロ及びハの適用について、地方ガス事業調整協議会の意見をきかなければならないものとする。

(3) 供給義務(第三十七条の六)

簡易ガス事業者に対し、次のような内容の供給義務を課するものとする。

イ 簡易ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給地点におけるガスの供給を拒んではならないものとする。

ロ 簡易ガス事業者は、この法律または他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、その供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならないものとする。

(4) 準 用(第三十七条の七)

一般ガス事業に係る規定のうち、事業開始義務、供給区域等の変更の許可、供給規程、使用前検査、技術基



5 準適合義務、ガス主任技術者等の規定を簡易ガス事業に準用するものとする。  
ガス用品の取締

(1) 定 義(第三十九条の二)

ガス用品とは、主としてガスを燃料として生活の用に供する一般消費者等が、ガスを消費する場合に用いられる機械、器具または材料(いわゆるLPガス法の適用を受けるものを除く。)であつて政令で定めるものをいう。

(2) 検定及び表示(第三十九条の五)

通商産業大臣または通商産業大臣の指定する者(指定検定機関)は、ガス用品について検定を行ない、これに合格したものについては、通商産業省令で定めるところにより表示を附することとする。

(3) 製造事業の登録制度(第三十九条の七、第三十九条の十二)

ガス用品の製造事業を行なう者のうち、通商産業省令で定める製造設備及び検査設備を備える者は、通商産業大臣の登録を受けることができるものとし、その登録製造事業者が型式承認を受けて製造したガス用品には、(2)にかかわらず表示を附することができることとする。この場合、登録製造事業者に対しては、技術基準適合義務、自主検査義務、自主検査義務を課するものとする。

(4) 販売規制(第三十九条の三)

ガス用品の販売事業者は、(2)または(3)による表示の附されているガス用品以外のガス用品を販売してはならないものとする。

(5) 指定検定機関(第三十九条の十五、第三十九条の十六)

指定検定機関の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定を行なおうとする者の申請により行なうものとし、通商産業大臣は、その指定の申請者が一定の基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならないものとする。

6 雑 則

(1) ガス事業者の消費機器に関する周知及び調査義務(第四十条の二)

ガス事業者は、ガスを消費する場合に用いられる消費機器の使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に必要な保安上の注意事項を周知させるとともに、消費機器が通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならないものとする。

(2) 地方ガス事業調整協議会(第四十条の四)

この法律により、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業局長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を通商産業局長に建議するため通商産業局に地方ガス事業調整協議会をおくものとする。

(3) 手数料(第四十一条)

保安規制の強化に伴い、新たに検査等の手数料の規定を加えるほか、従来の手数料を改正するものとする。

7 施行期日、経過措置等

(1) 施行期日(附則第一条)

この改正法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。



(2) 経過規定(附則第二条、第七条)

この改正法の施行の際、現に簡易ガス事業を営んでいる者は、その施行の日から六十日間は、従前の例によりその事業を営むことができるものとし、その期間内に一定の事項を通商産業大臣または通商産業局長に届け出たときは、当該簡易ガス事業を営むことについて、許可を受けたものとみなす等、改正法の施行に伴う所要の経過規定をおくものとする。

(3) 関係法律の一部改正(附則第九条、第十六条)

この改正法の制定に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律その他の関係法律について所要の改正を行なう。

三、審議経過及び主な質疑事項

三月三日、三月十日、三月十一日、三月十八日、三月二十日、三月二十四日

- 1 供給区域の設定と変更について
- 2 ガス事業における保安基準
- 3 共同溝等総合的保安確保対策の樹立
- 4 電気ガス税の取扱いについて
- 5 一般ガス事業と簡易ガス事業との調整
- 6 地方ガス調整協議会の構成等について
- 7 ガス事業者の他工事に対する監督権限
- 8 簡易ガス消費者に対する啓蒙指導

- 9 LPガス販売業者の保護育成
- 10 ガス工作物の設置に対する規制
- 11 ガス事故の現状及び保安責任の明確化
- 12 ガス事業の公益性と保安に対する国の姿勢
- 13 簡易ガス及びLPガス業者に対する固定資産税の軽減措置
- 14 都市ガス事業の供給区域の見なおしについて
- 15 簡易ガス事業を「ガスの供給地点数七〇以上」とした理由
- 16 LPガス取扱技術者の資格の強化と保安の確保

四、審査の結果

全会一致をもって可決

五、附帯決議

政府は、本法施行にあたり次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、最近におけるガス事故頻発の実情にかんがみ、ガス工作物に対する許認可、諸検査並びに改善命令等を厳重に実施し、導管工事等に伴う監督、指導を強化するとともに地下鉄、水道等他工事におけるガス事業者の責任体制を明確にすること。
- 二、一般ガス事業者の供給区域を早急に再検討するとともに、みなし一般ガス事業の開始の許可にあつては、必要最少限に止め、かつ、速かに一般ガス事業本来の供給形態に切替えるよう指導すること。
- 三、ガス事業に関する許認可及び変更等があつた場合は、消費者の利益保護の見地から一般に周知徹底せしむこと



- と。
- 四、液化石油ガスの取引の適正化、保安の確保を図るため、流通機構の整備、メーカー段階における成分分析の表示等について、強力に指導するとともに、中小ガス事業者並びに液化石油ガス販売業者に対して金融、税制上の特別措置(液化石油ガス販売業者に対する近代化促進法の業種指定を含む)を講ずるよう努めること。
- 五、地方ガス事業調整協議会の構成並びに運用にあたっては、公正を期し、消費者の意見が十分反映するよう配慮すること。
- 六、中央及び地方のガス行政担当機構及び人員の整備拡充を早急に実現するよう特段の配慮を行うこと。

## 2 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### 一、提案の経緯

#### 1 現行法の制定(昭和三十六年)

昭和三十五、六年頃の中小企業及び機械工業は、貿易の自由化という経済環境の変化の中で、生産設備の近代化、専門生産体制の確立、企業規模の拡大、技術開発の促進、市場の拡大等、諸般の体質改善策を推進する必要に迫られていた。これらの政策の一環として、中小企業向け設備機械の割賦販売に伴う危険をカバーする信用保険制度を設けるための「機械類賦払信用保険臨時措置法」が、昭和三十六年の第三十八回国会で制定された。本法は、当初五年間の限時法として発足したが、これは、機械類の割賦販売の伸びと保険契約申込の予想が明らかでなく、また、機械工業振興のための基本政策として立法された「機械工業振興臨時措置法」も限時法であつたこと

によるものである。

#### 2 恒久法化のための改正(昭和四十一年)

機械類賦払信用保険制度が発足してから約五年間の運用実績をみると、加入者数、加入件数、機械類の割賦販売額等において保険業務は順調な発展を示し、制度の目的たる中小企業の設備近代化と機械工業の振興に相当の効果をあげた。しかもこの二つの目的の重要性は時とともに増大する一方であり、本制度を臨時措置のままにしておくことは適当でないと考えられるに至つた。

この趣旨に基づき、昭和四十一年の第五十一回国会において、本法を恒久法とし、題名を「機械類賦払信用保険法」に改める改正が行なわれ、今日に至つている。

### 3 現行法の内容

#### (1) 保険契約

政府は、年度ごとに、機械類の製造業者又は販売業者を相手方として、政令で定める機械類の区分(現在二八区分)ごとに包括保険契約(当該年度中の割賦販売がすべて保険対象となる契約)を締結することができる。

#### (2) 保険金

保険関係の成立後、割賦代金の不払事故が生じた場合、政府は、不払による損失額の二分の一を保険金として支払う。

#### (3) 契約限度

政府が一会計年度内に締結する保険契約は、保険金額(割賦販売額の二分の一)の総額が年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内においてするものとする。



(4) 代金等の回収義務及び回収金の納付  
 保険金の支払を受けた製造業者等は、不払代金の回収等に努めるものとし、回収があつた場合はその二分の一を政府に納付しなければならない。

なお、本保険の経理は、「機械類賦払信用保険特別会計」によつて運営され、一般会計から繰り入れられた資本金一〇億七、〇〇〇万円を財源としている。

また、保険契約の限度は、四十二年度から、四十五年度まで、毎年度五〇〇億円となつている。

#### 4 施行実績(参考資料参照)

##### (1) 保険規模

保険契約の締結件数は、発足の翌年度の昭和三十七年度から四十一年度までは二〇〇〜三〇〇件で推移したが、四十二年度以降急増し、四十四年度では八五九件に達している。

また、保険金額の総額は、毎年度おおむね二〇〇億円前後で推移している。従つて毎年度は四〇〇億円の設備機械が本保険を利用して割賦販売されていることになる。

##### (2) 保険収支

保険金の支払は、昭和三十九年度から三年間の不況時には毎年度五、六億円に上り、一億円以上づつの赤字を出したが、四十二年度以降は景気の好転とともに黒字に転じ、長期的な事業収支はほぼ均衡している。

##### (3) 中小企業の設備近代化との関係

本保険の対象となつた割賦販売契約のうち、中小企業向けのもの全体の九五%以上(四十三年度は九七%)である。従つて毎年度約四〇〇億円の中小企業の設備投資に本保険制度が寄与してきたことになる。

##### (4) 機械工業振興との関係

本保険の利用度は機種によつて異なるが、最近の加入率(総生産額に対する保険加入者生産額の割合)は約三〇%に達している。

#### 5 改正案提出の理由

##### (1) ビジネスローン制度の普及

ビジネスローン制度とは、一般に、機械メーカーが設備機械を販売する際に、提携した銀行からユーザーに対して買入れ資金を融資させることに、ユーザーの銀行に対する借入金の割賦返済についてメーカーが保証するというものであり、割賦販売におけるメーカーの資金負担を銀行が保証付きで肩代わりする性格のものである。

このローン制度は、後記のような多くの利点を背景に、まず耐久消費財から普及を始め、次いで業務用製品、さらに純粋の設備財へと急速に普及するに至つた。現在、業務用電化製品等を含む設備財についてのローン件数は約六〇〇件に上つているが、最近特に純設備財についてのローンが顕著な伸びを見せている。四十四年八月の通産省調査によれば、機械保険対象機種のメーカーのうち、ローン制度を実施中のもの四一社、計画中のもの一八二社であつて、今後利用度は上昇することが確実であるといわれている。

##### (2) ビジネスローン制度の効果

ローン制度は、割賦販売と同じ性格の信用販売制度であり、従つて購入者が買いやすく、メーカー等販売業者にとつても販路拡大になるという同じ利点を有するが、その上に、割賦販売よりもさらにすぐれた利点をもつている。



即ち、機械購入者たる中小企業にとつては、金利負担の軽減（割賦販売は日歩三銭程度、ローンは二銭四厘程度）、資金返済手続の簡素化、大銀行との取引開始の端緒の獲得等の利点があり、販売者たる機械メーカー等にとつては、割賦販売資金負担の軽減、代金取立事務負担の軽減、金利低下による販売強化等が利点となる。

また、銀行側においても、ローン提携申込をかなりうけており、できるかぎり応じてゆく方針のところが多い。

### (3) ビジネスローンに対する保険制度の必要性

前記のように、機械類のローン販売は、多くの利点のもとに急速に普及しつつあり、今後においても、労働力不足、発展途上国の追い上げ、資本自由化の圧力等内外の厳しい環境に対処するための設備近代化を必要とする中小企業及び資本自由化の進展の中で量産体制の確立、販売体制の強化が要請される機械工業の双方に対して大きな意義をもつものと期待されている。

しかし、現在、ローン販売については、信用保険制度が存在しないため、信用上の最終責任者たる機械メーカー等の信用力担保力が補充されず、これがローン販売制度の発達にとつて大きな障害となつている。

このため、当事者たる中小企業及び機械工業の業界は、ローン保険制度の確立を積極的に希望しており、関連業界たる銀行及び民間保険業界も賛意を表している。

以上の理由に基づき、ローン販売について、現行の割賦販売に対する信用保険制度と同様の保険制度を設ける趣旨の本改正案が提出されるに至つた。

## 二、改正案の内容

### 1 題名の改正

法律の題名を「機械類信用保険法」に改める。

### 2 購入資金借入保証契約を保険対象に加えるための改正

購入資金借入保証契約を保険対象に加えるため、次のような規定を設ける。

#### (1) 購入資金借入保証契約の定義(第二条第三項)

この法律において購入資金借入保証契約とは、政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して償還することを条件として機械類の購入者が銀行その他の金融機関から借り入れた資金に係る債務を当該機械類の製造業者又は販売業者が保証する契約をいう。

#### (2) 保険契約(第三条第二項)

購入資金借入保証契約に関する保険契約は、政府と機械類の製造業者又は販売業者（以下製造業者等という。）との間に、製造業者等が購入者に代わつて弁済した借入金（利息を含む。以下同じ。）の額をてん補すべき保険関係が機械類の区分ごとに包括的に成立することを内容とする。

#### (3) 保険価額及び保険金額(第四条)

購入資金借入保証契約に関する保険関係においては、製造業者等が購入者のために保証した借入金の額を保険価額とし、その百分の五十を保険金額とする。

#### (4) 保険金(第五条)

購入資金借入保証契約に関する保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、製造業者等が購入者に代わつて弁済した借入金等であつて償還期日等の到来したものの額（購入者から将来にわたつて求償できないことが確実と認められるときは償還期日の未到来分を加えた額）から回収金の額及び不要支出額を控除した残額の百



分の五十とする。

(5) 回収義務(第八条)

購入資金借入保証契約に関して保険金の支払を受けた者は、求償権の行使等に努めなければならない。

(6) 回収金納付(第九条)

購入資金借入保証契約に関して保険金の支払を受けた者は、その後求償等により回収した場合において、政府のてん補した割合に応じた金額を政府に納付しなければならない。

3 施行期日等

この改正法は公布の日から施行することとし、所要の経過規定及び題名改正に伴う関係法律の整理の規定を設ける。

三、参考資料

1 年度別、保険事業収支実績表

区分	昭和三六年度		昭和三七年度		昭和三八年度		昭和三九年度		昭和四〇年度		昭和四一年度		昭和四二年度		昭和四三年度		昭和四四年度	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
保険契約締結件数	一四〇	一四〇	二四二	二四二	二八一	二八一	三四	三四	二五三	二五三	二七三	二七三	三九九	三九九	五八三	五八三	八五九	八五九
保険金額(百万円)	五、四八八	五、四八八	一七、二八三	一七、二八三	三、九九九	三、九九九	三、七七七	三、七七七	一八、二〇〇	一八、二〇〇	三、三四一	三、三四一	一五、九〇七	一五、九〇七	一七、五四六	一七、五四六	—	—
保険料(百万円)	二五	二五	一三三	一三三	一五三	一五三	三九	三九	一四五	一四五	一六七	一六七	一三五	一三五	一三〇	一三〇	—	—
支払保険金(百万円)	〇	〇	八一	八一	三〇六	三〇六	五七七	五七七	六四八	六四八	六七九	六七九	三五二	三五二	一六四	一六四	—	—
回収金(百万円)	〇	〇	八	八	六九	六九	一六	一六	三四	三四	四〇三	四〇三	三六七	三六七	一九一	一九一	—	—

事業収支(百万円)	事業収入の累計(百万円)
三五	七四
四九	▲一〇
▲八四	▲一五三
▲一四三	▲三三三
▲一七九	▲四四一
▲一〇九	▲二七〇
一七二	▲一一三
一五六	三
一四三	

(注) ※印は昭和四十四年十二月三十一日までの実績による推定値である。

2 ビジネスローン実施中、計画中の企業数

(昭和四三年度末)

機種別	区分	実施中	計画中	計
金 属 工 作 機 械	機 械	三	三〇	三三
鍛 圧 機 械	機 械	一	二五	二六
電 気 溶 接 機 械	機 械	六	五	一一
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 機 械	機 械	一	八	九
織 維 機 械	機 械	七	二二	三〇
鉦 山 機 械	機 械		六	六
シ ョ ッ ベ ル 系 掘 削 機 械	機 械		七	七
装 軌 式 ト ラ ク タ ー	機 械		七	七
印 刷 製 本 機 械	機 械	一一	一八	二九
製 材 機 械 及 び 木 工 機 械	機 械	一	一六	一七



機種別	区分	実施中	計画中	計
木材チップ製造機械				
工業窯炉			一〇	一〇
鑄造装置			九	九
精密測定機			六	六
試験機			一〇	一〇
分析機器			七	七
フォークリフトトラック及びショベルトラック		三	二	五
その他対象機種		八		八
計		四一	一八二	二二三

四、審議経過及び主な質疑事項

三月十日、三月二十日、三月二十四日、三月二十五日、三月二十七日

- 1 機械類賦払信用保険の利用状況
- 2 機械類賦払信用保険の事業収支、人件費
- 3 保険対象機種の選定基準と拡大及び保険実施窓口の拡大
- 4 てん補率及び保険料率の再検討

- 5 機械類の生産及び輸出の状況
  - 6 設備貸与機関の拡充
  - 7 ビジネス・ローンの現状及びローン制度に対する金融機関の協力
  - 8 ビジネス・ローンのメリットとデメリット
  - 9 ビジネス・ローン及び信用保証協会の保証付き融資の金利引下げに関する指導及び指導基準の検討
- 五、審査の結果  
全会一致をもって可決

六、附帯決議

政府は、本法施行にあたり、中小企業の近代化を促進するため、左の諸点につき特に配慮すべきである。

- 1 保険対象機種を拡大する方向で常時検討するとともに、必要に応じて保険資本金の増額を図ること。
- 2 小規模企業の近代化を特に重視して、保険収支の均衡にのみとらわれないことなく積極的に保険制度を運用するとともに、この趣旨に基づいて、てん補率の引上げ保険料率、貸付利率の引下げその他制度全般に関し、早急に検討を加えること。

3 電気工事業の業務の適正化に関する法律案（海部俊樹君  
外七名提出、衆法第二号）



一、提案の経緯

電気技術の急速な進歩による電気施設の高度化と家庭電化の進展に伴う電気使用量の増加等により電気施設の保安の重要性は益々高まっている。

このような状況に対処し、一般電気工作物の保安の確保と電気工事業の健全な発展を期するため、第四十八回国会(昭和四〇、四)に自由民主党及び民社党から、それぞれ議員提案の法律案として電気工事業規制法案が提出された。しかし、これらの法案は、いずれも成立するに至らず、去る第六十一回国会に「電気工事業の業務の適正化に関する法律案」が海部俊樹君外八名より提出され、委員会においては多数をもつて可決すべきものと決したが、本会議上程に至らず不成立となつたものである。

なお、今国会に提出された「電気工事業の業務の適正化に関する法律案」は、この第六十一回国会に提出されたものと同一の内容のものである。

二、法律案の内容

本案は、電気工事業を営む者の登録及び主任電気工事士の設置その他の業務の規制を行なうことにより、電気工事業を営む者の業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気工事業を営む者の登録

(1) 電気工事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して事業を営もうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して事業を営もうとするときは、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとする(第三条第一項)。

(2) 電気工事業者の登録の有効期間は、五年とし、その有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならないものとする(第三条第二項及び第三項)。

2 電気工事業者の業務

(1) 電気工事業者は、その営業所ごとに、その業務に係る電気工事の作業を管理させるため、電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する電気工事士を、主任電気工事士として置かなければならないものとする(第十九条第一項)。

(2) 電気工事業者は、その業務に関し、電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならないものとする(第二十一条)。

(3) 電気工事業者は、その請け負つた電気工事業を電気工事業者でない者に請け負わせてはならないものとする(第二十二條)。

(4) 電気工事業者は、電気用品取締法による表示が附されている電気用品でなければ、電気工事に使用してはならないものとする(第二十三條)。

(5) 電気工事業者は、その営業所ごとに絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならないものとする(第二四條)。

(6) 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場ごとに、その見やすい場所に標識を掲示しなければならないものとする(第二五條)。

(7) 電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする(第二六條)。



- 3 通商産業大臣又は都道府県知事の監督
    - (1) 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生を防止するため、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする(第二十七条)。
    - (2) 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者が、登録事項の変更の届出を怠り又は、虚偽の届出をしたとき、あるいは不正の手段により電気工事業者の登録を受けたとき等の場合は、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする(第二十八条)。
  - 4 苦情の処理のあつせん等
 

通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた電気工事業者と注文者との間の電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならないものとする(第三十三条)。
  - 5 建設業者に関する特例
 

建設業法の適用を受けている建設業者には、本法の登録及び登録の取消しに係る部分の規定は適用しないものとする(第三十四条第一項)。

ただし、その者が電気工事業者を営むときは、本法の登録を受けた電気工事業者とみなし本法の業務、監督等の規定を適用する(第三十四条第二項)。
  - 6 施行期日
 

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する(附則第一条)。
- 三、審議経過及び主な質疑事項

三月三日、三月十一日、三月十八日、三月二十四日、三月三十一日

- 1 建設業法との関係について
  - 2 電気に関する事故の発生状況
  - 3 零細電気工事業者の取扱い
  - 4 山間へき地における本法の運用について
  - 5 主任電気工事士の資格について
  - 6 本法制定による需要者のメリット
  - 7 一般電気工作物の保安責任について
  - 8 建設業法の適用除外工事額を三十万円から五十万円に上げた理由
  - 9 電気工事業者の業務の内容
  - 10 主任電気工事士の経験年数を三年以上とした理由
- 四、審査の結果
- 多数をもつて可決(社会党、公明党及び共産党反対)

#### 4 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 一、提案の経緯
- 1 輸出保険法の沿革



輸出保険法は、昭和二十五年に輸出信用保険法として制定され、昭和二十八年の改正により輸出保険法と改められたものである。

発足当時の輸出保険制度の内容は、現行輸出保険法における普通輸出保険の輸出者保険とほぼ同様であつて民間保険会社を元受けとして、国が全額再保険する方式であつた。また、予算措置は、昭和二十五年一般会計から繰入れられた十億円が資本金にあてられた。

その後、昭和二十六年度において、プラント類輸出振興の目的をもつて、輸出代金保険が乙種保険として創設され、従来の保険は甲種保険と改称された。この保険は、輸出契約の相手方の信用危険を担保しているため、バイヤーの信用調査の必要があり、また保険金額が巨額にのぼり、保険責任期間も長期にわたるため、再保険方式によらず、国の直接引受けの方式がとられた。なお、資本金は二十億円となつた。

さらに昭和二十七年において、現在の輸出金融保険に相当する丙種保険と現在の海外広告保険を内容とする丁種保険が創設され、資本金が三十億円となつた。

昭和二十八年度においては、輸出信用保険法の全面改正が行なわれ、法律の名称が輸出保険法と改められ、甲種から丁種までの各種保険の名称も現行法のとおりに改められるとともに、信用状をとまわらないD/P、D/A取引の増加に対応して輸出手形保険が創設された。

ついで昭和二十九年において、積極的な輸出市場開拓を促進する見地から、委託販売輸出保険が創設された。

さらに昭和三十一年度においては、発展途上諸国における自国産業の育成策が強化されるにともない、海外投資を行ない、長期的かつ安定的に輸出市場を確保する必要が生じたため、海外投資保険が創設され、翌三十二年

においては、これが海外投資元本保険と改称され、新たに海外投資利益保険が創設された。

こうして輸出保険制度は、八種類の輸出保険として体系的に整備され、昭和三十三年度以降においては、普通輸出保険の再保険方式から直接引受方式への改正、保険料率の引下げ、担保危険の範囲の拡大、付保対象の拡大、地域差料率制の実施等、制度内容の改善、充実が図られていった。また、資本金は、昭和四十二年に六十億円となり、今日に至っている。

なお、普通輸出保険と輸出代金保険については、昭和二十八年度以降、特定の保険者団体と国が特約を締結し、一定の輸出契約について、すべて保険に付するいわゆる包括保険制度が実施され、現在十二品目について活用されている。

## 2 改正案提出の経緯

現在、海外投資に対しては、日本輸出入銀行、海外経済協力基金の融資、海外投資損失準備金、外国税額控除などの金融・税制面の措置のほか、ジェットロ、アジア経済研究所等による海外投資関係情報の収集・提供、海外投資関係調査に対する補助等が行なわれている。とりわけ海外投資保険は、これら海外投資促進策の中核をなすものであるが、その制度内容は極めて限定されており、国際的にみても米、西独等の制度に比較し著しく立遅れたものとなつている。現にその利用率は、海外株式投資についてみるとその五〇程度に過ぎない実情である。

海外投資保険は、昭和三十一年に創設され翌三十二年に海外投資元本保険と改称されるとともに、新たに海外投資利益保険が創設されたが、これら海外投資保険の改善については、すでに昭和三十六年九月の輸出保険審議会

の答申において次のように述べられている。